

スチュワードシップ 活動の状況について

Stewardship Report 2025

 明治安田

明治安田生命保険相互会社

目次

I. イントロダクション

1.はじめに

2.当社のスチュワードシップ活動の歩み

..... 3
..... 4

II. 活動概要

1.スチュワードシップ活動のPDCA

2.当期の主な活動状況（2024年7月～2025年6月）

..... 5
..... 6

III. スチュワードシップ・コードの各原則の実施状況・自己評価

..... 7

IV. 対話

1.基本的な考え方

取組みの推移 / テーマと視点 / 5つの重点取組テーマ /
ファンダメンタルズ・サステナビリティに重点をおいた対話

2.ファンダメンタルズに重点をおいた対話

PBRが低位にある企業との対話 / マイルストーン管理

3.サステナビリティに重点をおいた対話

インパクト創出を企図した対話 / 脱炭素実現に関する対話 /
生物多様性保全に関する対話 / 人権尊重に関する対話 /
マイルストーン管理

4.スチュワードシップ・コード第三次改訂対応

概要 / 協働エンゲージメント / 実質株主の透明性向上

5.対話に対する企業評価

6.4象限管理とESGスコア評価

7.国内社債の対話

..... 22
..... 26
..... 29
..... 35
..... 39
..... 40
..... 41

8.対話の実力を高める取組み

9.対話件数

..... 42
..... 43

V. 議決権行使

1.適切な議決権行使のための取組み

2.議決権行使結果（会社提案、株主提案）

3.対話をふまえた精査により賛成した事例

..... 44
..... 45
..... 48

VI. 今後の取組み

対話および議決権行使の今後の取組み

..... 50

ご参考

イニシアティブへの参画

機関投資家としての責任投資の推進

スチュワードシップ責任を果たすための方針

ESG投融资方針

..... 51
..... 52
..... 53
..... 56

は新規取組み

名称	明治安田生命保険相互会社
所在地	東京都千代田区丸の内2－1－1
取締役 代表執行役社長	永島 英器
創業	1881年（明治14年）7月9日

1. はじめに

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、お客さま、地域社会、未来世代、働く仲間との絆を大切に、企業ビジョン「信頼を得て選ばれ続ける、人に一番やさしい生命保険会社」の実現をめざしています。

お客さまからお預かりした資産の運用にあたっては、将来にわたり保険金・給付金等を確実にお支払いするため、財務健全性の維持・向上を図りつつ、適切なリスク管理のもと、安定した運用収益の確保に努めています。

こうしたなか、株式投資においては、長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識のうえ、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方としています。

この基本的な考え方は、「投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る」ことを目的とした「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》」の趣旨とも軌を一にするものと考えており、当社は、2014年5月に同コードの受け入れを表明、同年8月に「スチュワードシップ責任を果たすための方針（以下「当社方針」といいます）」を策定・公表しました。

2025年6月の同コード第三次改訂についても、その改訂趣旨に賛同し、「実質株主の透明性向上」と「協働エンゲージメントの促進」に向けた対応を強化し、スチュワードシップ活動の実効性向上をめざします。対話活動では「サステナビリティに重点をおいた対話」を強化し、経済的価値と社会的価値の創出に向けて企業への働きかけを行なっています。

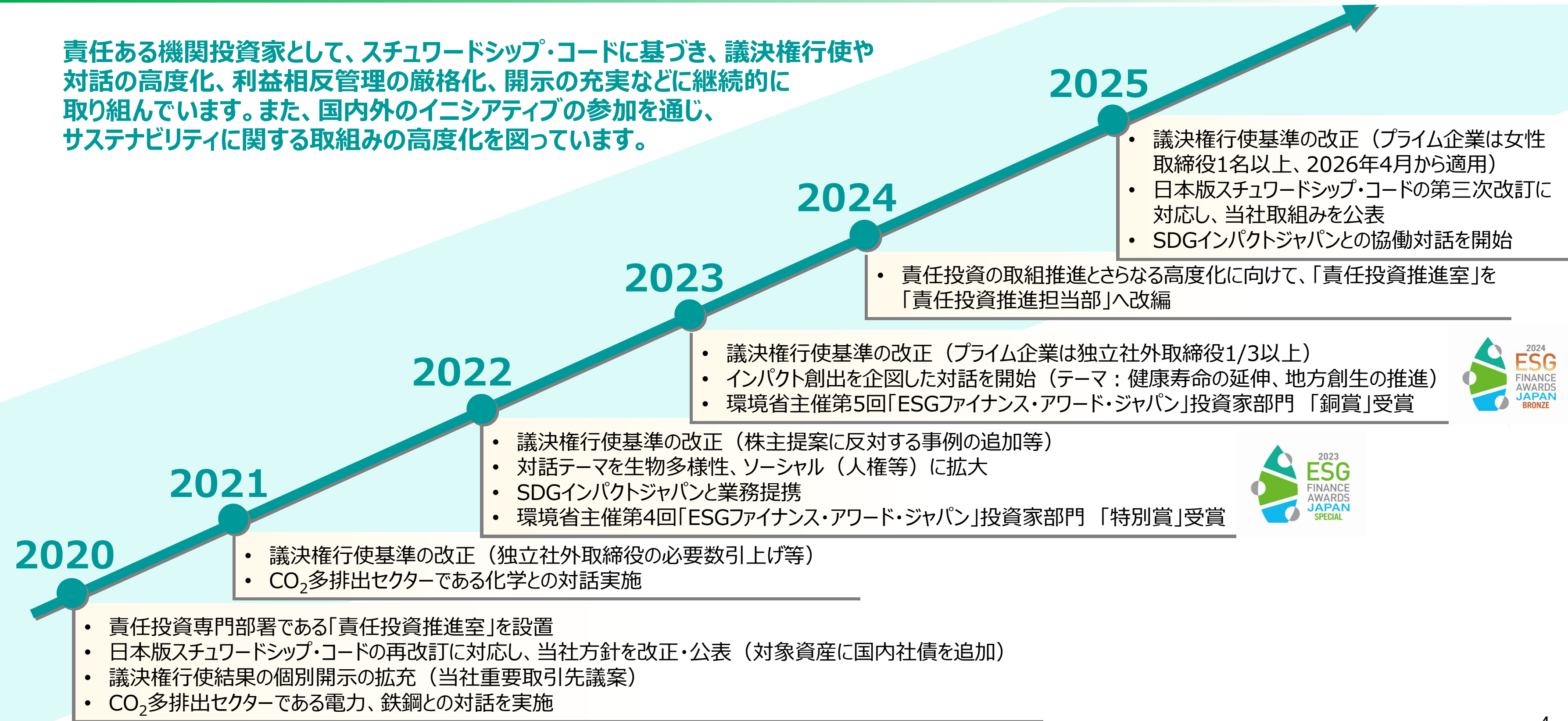
生命保険会社である当社は、「資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）」であるとともに、団体年金ビジネスなどにおいては「資産運用者としての機関投資家（運用機関）」としての側面もあわせ持っており、お客さまから投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）のなかで重要な役割を担っていると認識しています。

安定した資産運用総合収益の確保によるお客さまや地域社会への還元とともに、スチュワードシップ活動を通じて、投資先企業の企業価値やサステナビリティの向上に貢献していくことは、地域社会との絆を大切にする企業ビジョンの実現につながるものと考えています。

当社は、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて、インベストメント・チェーンの一員として積極的な役割を発揮することにより、機関投資家としての責任を果たしてまいります。

2. 当社のスチュワードシップ活動の歩み

責任ある機関投資家として、スチュワードシップ・コードに基づき、議決権行使や対話の高度化、利益相反管理の厳格化、開示の充実などに継続的に取り組んでいます。また、国内外のイニシアティブの参加を通じ、サステナビリティに関する取組みの高度化を図っています。



1. スチュワードシップ活動のPDCA

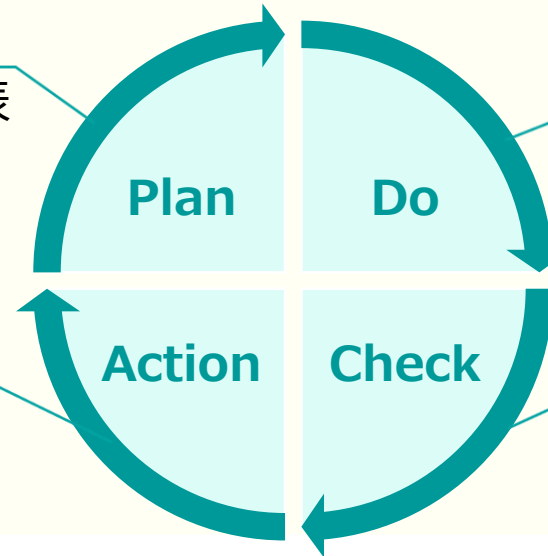
- 下図は、当社のスチュワードシップ活動のPDCAをまとめたものです。「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を定め、対話や議決権行使に取り組み、監査委員会による検証などを経て、振り返りを行ない、その内容を公表するサイクルを通じ、スチュワードシップ活動の高度化に取り組んでいます。

Plan

- 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の策定、公表
- 対話方針の策定

Action

- 「スチュワードシップ活動の状況について」公表
- 議決権行使判断基準の改正
- 「議決権行使への取組みについて」の改正・公表



Do

- 対話活動の実施
- 議決権行使の実施

Check

- 対話活動・議決権行使の振り返り
- 監査委員会による議決権行使結果の検証
- 監査委員会による議決権行使判断基準改正の適切性検証

<標準的な活動スケジュール>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
▲			▲		△	▲			▲		
(▲：議決権行使結果（四半期）の公表、△：「スチュワードシップ活動の状況について」（本資料）の公表)									議決権行使基準の見直し (必要に応じ)		
株主総会前の対話		議決権行使時の対話		次回株主総会に向けた対話							
									議決権行使基準改正時の周知活動		
計画に沿った対話活動の実施 (「業績などの把握、確認」、「企業価値やサステナビリティ向上に向けた課題認識の共有、改善要望、提案」)											
									対話活動の振り返り		対話計画の策定

2. 当期の主な活動状況（2024年7月～2025年6月）

＜主な活動状況＞

実施時期	活動内容
通年	＜対話＞ - 投資先企業と課題認識の共有、課題改善への要請・提案を行ない、建設的な対話を実施。「サステナビリティに重点をおいた対話」では、脱炭素、生物多様性、ソーシャル（人権等）のテーマに加え、当社の優先課題である「健康寿命の延伸」と「地方創生の推進」をテーマにインパクト創出を企図した対話を実施 - 東京証券取引所が2023年3月に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」により注目が高まっている低PBR企業との対話を実施 - 重要取組テーマを反映した当社独自の「社内ESG格付」活用による「4象限管理」を通じて、対話ターゲットを明確にしたうえで、社会的インパクト創出に向けたエンゲージメントを強化 2025年6月のスチュワードシップ・コード第三次改訂への対応として、SDGインパクトジャパンと協働エンゲージメントを開始 新規 P.36 ＜議決権行使＞ - 株主総会議案については、すべての議案を確認し、行使方針に則って適切に議決権を行使。ESGの観点から問題があると判断される議案や株主利益を毀損する可能性があるかと判断された議案については、必要に応じて投資先企業と対話し、問題の背景や今後の対応等を確認しながら最終的な賛否を判断 - 議決権の不賛同行使（「反対」・「棄権」）をする場合は、判断根拠の説明などを通じて投資先企業の納得感の醸成に努め、課題の改善に向けた取組みを要請
2024年9月	「スチュワードシップ活動の状況について」（2023年7月～2024年6月）を公表。提案型対話の取組みなど開示を拡充
2024年12月～2025年1月	スチュワードシップ活動全般に関するコンサルティングを社外の専門家・有識者から受けるスチュワードシップ・ミーティングを開催
2025年4月	議決権行使の方針や判断基準について定めた「議決権行使への取組みについて」を改正（改正のポイントについては、44ページ「V.議決権行使 1.適切な議決権行使のための取組み」をご参照ください）

(原則 1)

原則 1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである

当社 方針

- 「責任ある機関投資家」の諸原則の趣旨をふまえて、当社がスチュワードシップ責任を果たすための基本的な事項を定め、責任ある機関投資家として適切に行動する姿勢を明確にすることを目的に、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を策定し、公表しています。
- 生命保険会社は、「資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）」であるとともに、団体年金ビジネスなどにおいては「資産運用者としての機関投資家（運用機関）」としての側面もあわせ持っており、お客さまから投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）のなかで重要な役割を担っていると認識しています。
- 当社では、長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識しています。それとともに、資産運用業務を通じて、企業価値の向上やサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）に貢献していくことは、地域社会との絆を大切にする当社の企業ビジョンとも軌を一に考えています。当社は、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて、インベストメント・チェーンの一員として積極的に役割を発揮することにより、機関投資家としての責任を果たします。
- なお、サステナビリティの考慮に関する当社の方針については、「ESG投融資方針」として別に定めます。

2014年5月 日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明



2014年8月 『スチュワードシップ責任を果たすための方針』を策定・公表



2017年5月の同コード改訂への対応
(利益相反、個別企業の議案ごとの議決権行使結果の開示など)



2020年3月の同コード再改訂への対応
(サステナビリティ要素の組み込み、対象資産拡大（国内社債追加）、
情報開示の拡充など)



2025年6月の同コード第三次改訂への対応
(実質株主の透明性向上、協働エンゲージメントの促進)

(原則 1)

取組状況

- 2014年8月に当社方針を策定・公表。その後、2017年5月の日本版スチュワードシップ・コード（以下、「SSC」といいます）改訂、2020年3月のSSC再改訂への対応を行なったほか、2025年6月のSSC第三次改訂への対応として、「実質株主の透明性向上」と「協働エンゲージメントの促進」に向けた対応を強化
- 2020年5月にはESG投融資に関する基本的な方針として、「ESG投融資方針」を公表し、2022年4月、2025年7月に一部見直し
- 外部委託運用については、当社方針等を通じ、アセットオーナーとしての当社の考え方を理解いただくとともに、運用機関との定期的なミーティングにおいて実効的なスチュワードシップ活動を求めるなど、モニタリングを実施

スチュワードシップ責任を果たすための方針を策定・公表

インベストメント・チェーン

お客さま
(顧客・受益者)

当社
(アセットオーナー・運用機関)

投資先企業

企業価値の向上
(経済的価値の向上)

サステナビリティへの貢献
(社会的価値の創出)

インベストメント・チェーンの一員として積極的に役割発揮

自己評価

当社方針を策定・公表するとともに、スチュワードシップ・コードの改訂への対応など必要な見直し・公表を適宜実施しており、適切に対応していると評価しています。今後も必要と判断した場合は、適宜見直していきます。

(原則 2)

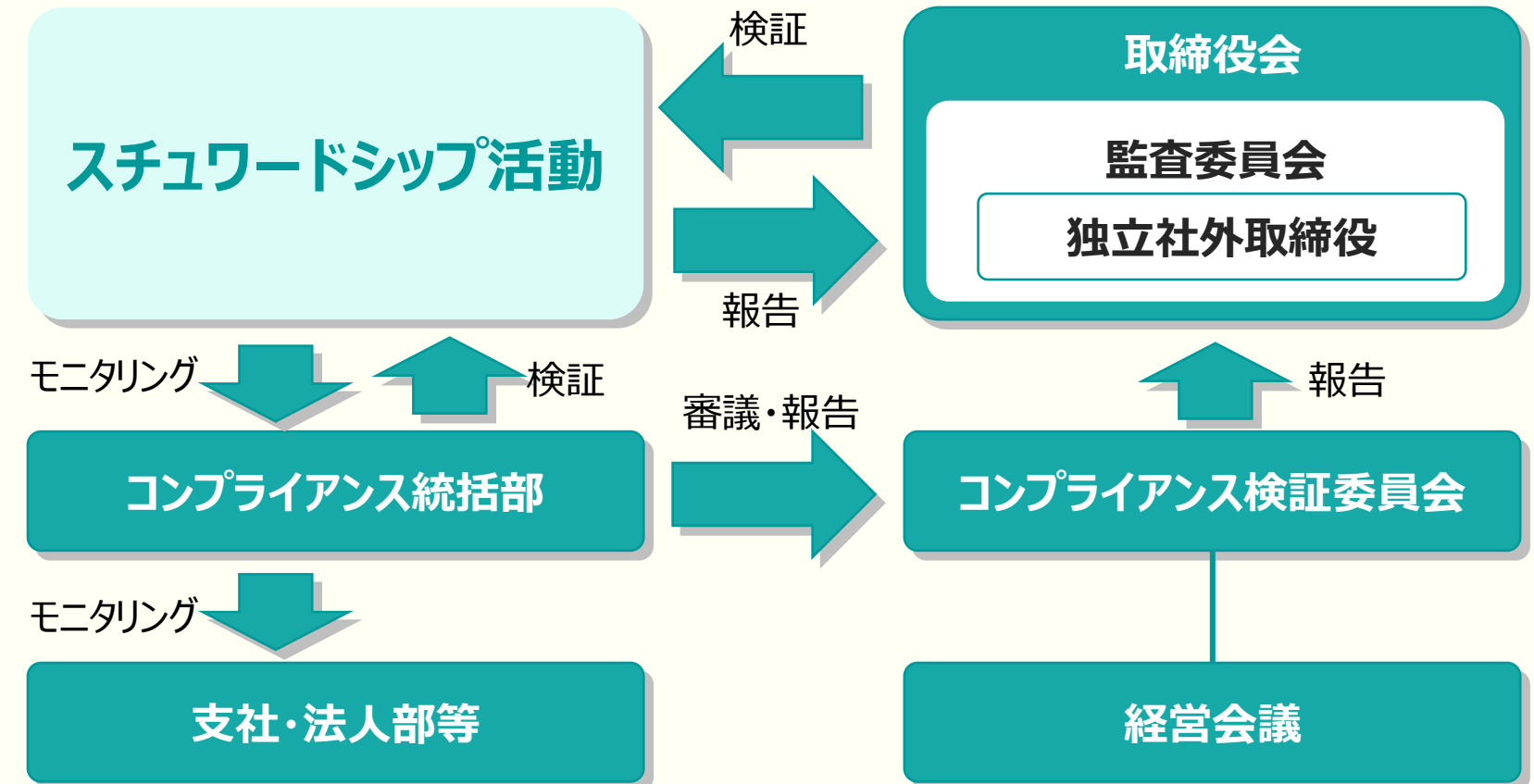
原則 2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである

当社 方針

- スチュワードシップ活動において利益相反が生じる場合には、お客さまの利益を第一として行動します。お客さまの利益が不当に害されることを未然に防止するため、別に定める「グループ利益相反管理基本方針」に則り、適切に管理します。
- スチュワードシップ活動において利益相反が生じる局面としては、「議決権行使内容の決定を条件に保険商品の購入等をさせる場合、または、保険商品の購入等を条件に議決権行使内容を決定する場合」を想定していますが、議決権行使の賛否判断のプロセスは資産運用分野の関連各部署で完結しています。
- また、監査委員会において、利益相反管理の視点から、議決権行使結果の検証を行なうことで、利益相反の防止に努めます。

<スチュワードシップ活動に係る利益相反管理態勢>



(原則 2)

取組 状況

- 当社は、グループ利益相反管理基本方針を策定・公表し、利益相反の主な類型・管理方法に関する社内規程を定め、適切に管理。同方針については、当社ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/reciprocity/index.html>をご参照
- 社内規程においては、利益相反のおそれがある取引の報告を受けた場合のほか、新規業務の開発、法令改正等が発生した場合など、必要に応じて、全社的な利益相反管理の態勢整備について統括する部署（全体統括部署）が対象取引の見直しを行なう旨を定め、新たに対象取引が特定された場合には全体統括部署が速やかに社内に周知
- コンプライアンスに関する全体統括部署（コンプライアンス統括部）において、議決権行使に関する禁止事項など、営業部門に対する活動ガイドライン（コンプライアンス・マニュアル）を策定し、遵守状況のモニタリングを実施。また、利益相反管理の観点から、投資先企業との対話記録のモニタリング、議決権行使結果の検証を行ない、これらの結果について、コンプライアンスに関する社内委員会（コンプライアンス検証委員会）を経て監査委員会へ報告
- 議決権行使結果の検証においては、「企業保険収入保険料・同増加率の上位企業」、「代理店収入保険料の上位企業」、「融資残高の上位企業」、「当社の現役役職員が社外取締役・監査役を務める企業」について客観的基準を設定し、その基準に該当する株主総会議案のうち、当社基準に照らして反対を検討したものの、最終的に賛成とした行使結果について、利益相反管理の全体統括部署が全件検証し、うち特に重要な行使結果について監査委員会に報告
- 監査委員会では、議決権行使時、議決権の行使基準変更時などにおける利益相反管理の適切性について、社外専門家・有識者としての視点から検証を行ない、その結果を取締役会に報告

(原則 2)

自己
評価

管理方針の策定・公表、議決権行使に係る利益相反管理の取組みの強化など、利益相反は適切に管理されていると評価しています。
今後も継続的な見直しにより利益相反管理態勢の高度化を図っていきます。

<監査委員会>

- 当社は、ガバナンスのいっそうの強化と経営の透明性向上を確保するため、指名委員会等設置会社としています。監査委員会は、会社法に基づき設置される指名委員会・報酬委員会と並ぶ3委員会の一つで、執行役等の職務執行を監査します。
- 当社の監査委員会は、6名中4名が社外取締役で構成され、会社法や会計・金融に詳しい、あるいは企業経営経験が豊富な方々に就任いただいております。スチュワードシップ・コードの指針において要請する第三者委員会と同等の機能を果たしています。
- 監査委員会では、利益相反管理の観点から、コンプライアンス統括部からモニタリング状況等の報告を受けるとともに、議決権行使結果、議決権の行使基準変更時の適切性検証等を実施しています。また、不祥事などコーポレートガバナンス上の課題や注目される論点のある議案のうち重要なものについては、必要に応じ議決権行使の判断部署から監査委員会に対応方針を事前報告し、社外からの視点も参考とする取組みを行なっています。

監査委員会メンバー

	氏 名	現 職
社外取締役（委員長）	上村 達男	早稲田大学名誉教授
社外取締役	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
社外取締役	秋田 正紀	株式会社松屋 取締役会長兼取締役会議長
社外取締役	吉井 久美子	T M I 総合法律事務所パートナー
社内取締役	荒谷 雅夫	—
社内取締役	牧野 伸二	—

<コンプライアンス検証委員会>

- コンプライアンス統括部の担当執行役を委員長、コンプライアンス・リスク関連部署、本社主要部署の部長をメンバーとし、利益相反管理を含むグループコンプライアンス態勢の高度化、コンプライアンスの推進等を行ないます。
- 当委員会においては、議決権行使結果の検証における上位取引先の抽出基準、議決権行使結果の検証、各種モニタリング結果等について審議・報告が行なわれます。

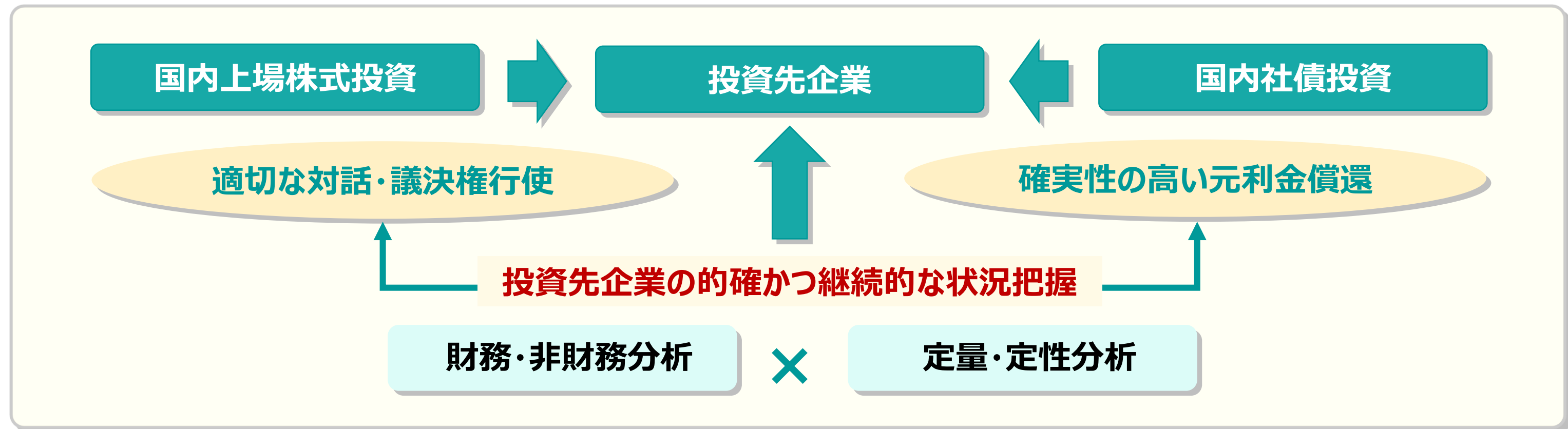
(原則 3)

原則 3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである

当社 方針

- 当社は、国内上場株式への投資においては、対話および議決権行使を適切に行なうため、国内社債への投資においては、元利償還の確実性を高めるため、サステナビリティを含めた投資先企業の状況について、定量面および定性面から的確かつ継続的に把握します。
- とくに、法令違反や反社会的行為、重大な人権問題・環境問題の発生などESGの観点から態勢・機能に問題があり、投資先企業の企業価値を毀損するおそれがあると考えられる事項については、早期の把握に努めます。



(原則3)

取組 状況

- 当社では、投資先企業の状況について、定量面および定性面からの確かつ継続的に把握。投資先企業による決算説明や対話等も活用して財務情報の分析を行なうほか、情報提供機関によるESGスコア・レポート、議決権行使関連業務や役員情報など、非財務情報の収集を効率的に行なうため、スチュワードシップ活動に関連する外部ベンダーの情報提供サービスも導入
- 国内株式については、企業業績・財務状況の推移、株主への利益還元姿勢、ガバナンス態勢等に問題があると考えられる企業については、社内規程に基づき「要精査企業」に指定のうえ、指定事由が解消されるまでの間は、特に注意深くモニタリングを継続するとともに、議決権行使にあたっては全議案の精査を行ない、必要に応じて問題の背景や今後の対応等について対話を実施。国内社債（財投機関債を含む）については、企業業績・財務状況の推移、ガバナンス態勢等に問題があると考えられる企業については、社内規程に基づき、重点的に信用リスクをモニタリングし、必要に応じて対話を実施
- 投資先企業との対話等において未公表の重要事実を受領することは企図していないため、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、公表ベースでの情報収集が主となります。各セクターの担当者は、企業に関する第三者情報（メディア、行政機関等）、適時開示情報等を確認し、企業に対するネガティブな情報や不祥事、業績不振など問題が生じていないかを確認。また株価や社債の利回りやクレジットスプレッドの変動については日々モニタリングしており、急激に内容が悪化した銘柄などについては、必要に応じ原因を確認
- 特別勘定については、原則として明治安田アセットマネジメント株式会社に運用業務を委託していますが、対話および議決権行使を適切に行なうため、企業業績・財務状況の推移、株主への利益還元姿勢、ガバナンス態勢等について、当社にてモニタリングを実施

自己 評価

投資先企業の財務状況については適切に把握されていると評価しています。サステナビリティに関連する非財務情報の収集・分析力の強化と投資プロセスへの体系的な組み込みを引き続き進めていくことで、責任投資態勢のさらなる高度化を図っていきます。

<不祥事等への対応について>

- 株式価値を毀損する法令違反や反社会的行為、重大な人権問題・環境問題の発生などESGの観点から態勢・機能に問題があると当社が判断した企業の株主総会議案については、全件精査のうえ対応方針を決定します。
- 議案の精査にあたっては、不祥事の改善状況、再発防止のための対策、コンプライアンス・ガバナンス態勢を対話などにより確認のうえ、事案に直接的に関与したと認められ責任が重いと判断される候補者等がいる場合は、当該候補者の取締役・監査役選任議案への反対を検討するとともに、当該企業における役員賞与、役員報酬の増額、退職慰労金贈呈議案などについても反対を検討します。

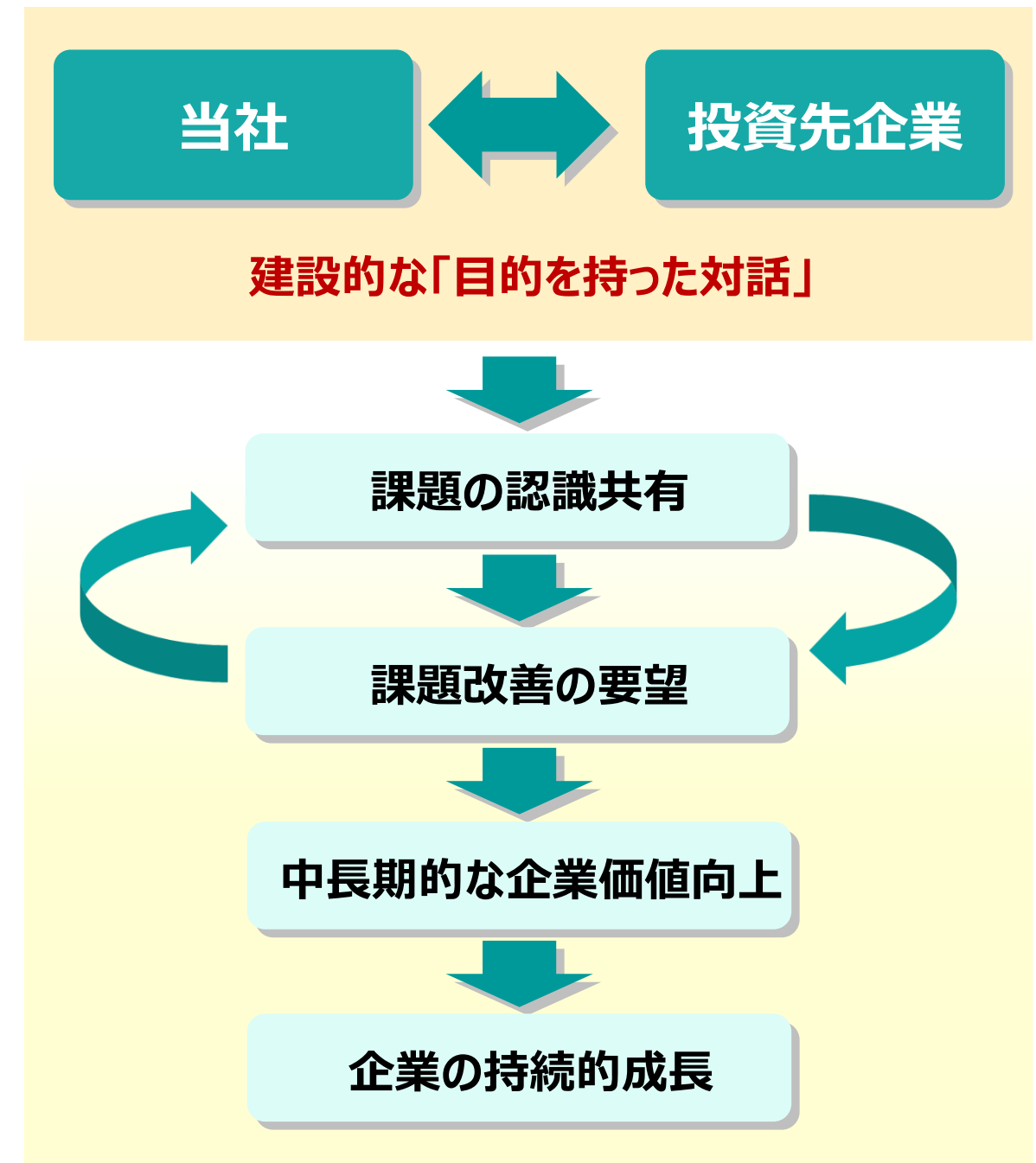
(原則 4)

原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである

当社 方針

- 当社は、国内上場株式への投資においては、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方としています。そのなかで投資先企業との対話を通じて、投資先企業の企業価値ならびに当社の株主利益を最大化することに努めることが重要と認識しています。
- 国内社債への投資においては、長期かつ安定的な運用収益の確保を基本的な考え方としています。そのなかで、投資先企業との対話を通じて、将来的に投資先の信用に影響を与える可能性がある課題を把握することも重要と認識しています。
- 従って、当社は、長期的な視点から、投資先企業とESGやサステナビリティの観点から対話を行ない、投資先企業との認識の共有に努めます。この過程で、課題のある企業には改善を求めます。
- 対話については単独で行なうことを基本としますが、他の機関投資家と協働して対話を行なうこと（協働エンゲージメント）が有益または効果が十分に期待できる場合には、必要に応じて柔軟に対応します。
- また、当社は、投資先企業との対話の内容を記録・管理し、これをふまえた継続的かつ建設的な対話を行ないます。
- なお、当社は、投資先企業との対話において、未公表の重要事実を受領することは企図していません。万一、受領した場合は、法令および社内規程に基づき、速やかに売買中止措置等の必要な措置を講じます。



(原則 4)

取組 状況

- 投資先企業の状況について収集した企業情報、業界情報などから課題を分析、過去の対話における課題改善要望の内容や改善状況などを確認・把握したうえで対話内容を検討。そのうえで、長期的な視点から、投資先企業とESGやサステナビリティの観点から対話を行ない、投資先企業との認識の共有に努めるとともに、課題があると考えられる企業には改善を要請
- 対話のテーマについては、ESGに関する項目を積極的に組み込み、対話先については、脱炭素、生物多様性、ソーシャル（人権等）が注目される企業に加えて、当社の「注力する優先課題」である「健康寿命の延伸」と「地方創生の推進」のテーマと親和性の高い企業と社会的インパクトの創出をめざした対話を実施。また、東京証券取引所の要請により資本コストや株価を意識した経営に注目が高まるなか、PBRが低位にある企業との対話を実施
- 対話手法の高度化の一環として、「課題認識の共有」や「課題解決に向けた要望」に加え、提案型対話に取り組み、「対話先企業が抱えるESG課題などに対する他社の取組みの好事例の紹介」や「対話先企業が生み出すアウトカム（社会への効果）の指標やKPIの提案」などを通じ、建設的な対話を実施。提案型対話については、資本業務提携先であるSDGインパクトジャパン等から入手した知見を活用
- 対話については、対話主管部署と国内株式と国内社債の運用担当部署が連携し、知見を共有しながら、対話の高度化を推進
- 2025年6月のSSC第三次改訂への対応として、「実質株主の透明性向上」と「協働エンゲージメントの促進」に向けた対応を強化。「実質株主の透明性向上」に関して、投資先企業から株式保有状況の情報提供を求められた場合、当社から企業に説明する態勢を整備済みで、同対応方針について公表。「協働エンゲージメントの促進」に関して、2017年度以降、当社は生保協会傘下WGに参画し、「株式市場の活性化」および「持続可能な社会の実現」に向けた協働エンゲージメントを継続実施。こうした取組みに加え、今年度からは、提携先であるSDGインパクトジャパンとの協働エンゲージメントを開始し、共同で投資先企業に対する要望・提案を実施

自己 評価

当社方針に沿って適切に実施していると評価しています。今後は、提案型対話の強化などにより、企業の課題解決を加速させるとともに、それに必要な知見を複数の資産担当部署で共有することにより、より幅広い企業の企業価値向上を後押しします。

(原則 5)

原則 5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである

当社 方針

- 国内上場株式における議決権行使については、当社ルールに則り、適切に対応します。なお、議決権行使の判断基準を改正する場合は、監査委員会において、その適切性について検証します。
- 経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益の向上への取組みやESGの観点から態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な対話および株主議決権の適切な行使を通じて、長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。
- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、ESGの観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があるかと判断される議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
- 議決権行使の判断基準については「議決権行使への取組みについて」において開示します。また、議決権の行使結果については、議案の主な種類ごとの集計開示および投資先企業の各議案に投じた賛否の個別開示を当社ホームページにおいて定期的の開示するとともに、会社提案議案に反対した場合はその理由、当社の重要な取引先の議案において議決権行使の判断基準に照らして説明を要する判断を行なった場合は、その理由についても開示します。

判断 基準

当社ホームページに内容を開示
(『議決権行使への取組みについて』)

改正時は当社の**監査委員会**において適切性について検証

行使 結果

当社ホームページに内容を開示
(開示内容)

- 議案の主な種類ごとの賛否の集計
- 投資先企業の各議案（子議案）ごとの賛否
- 判断事由（会社提案に反対した場合や、当社の重要な取引先の議案において議決権行使の判断基準に照らして説明を要する判断を行なった場合）

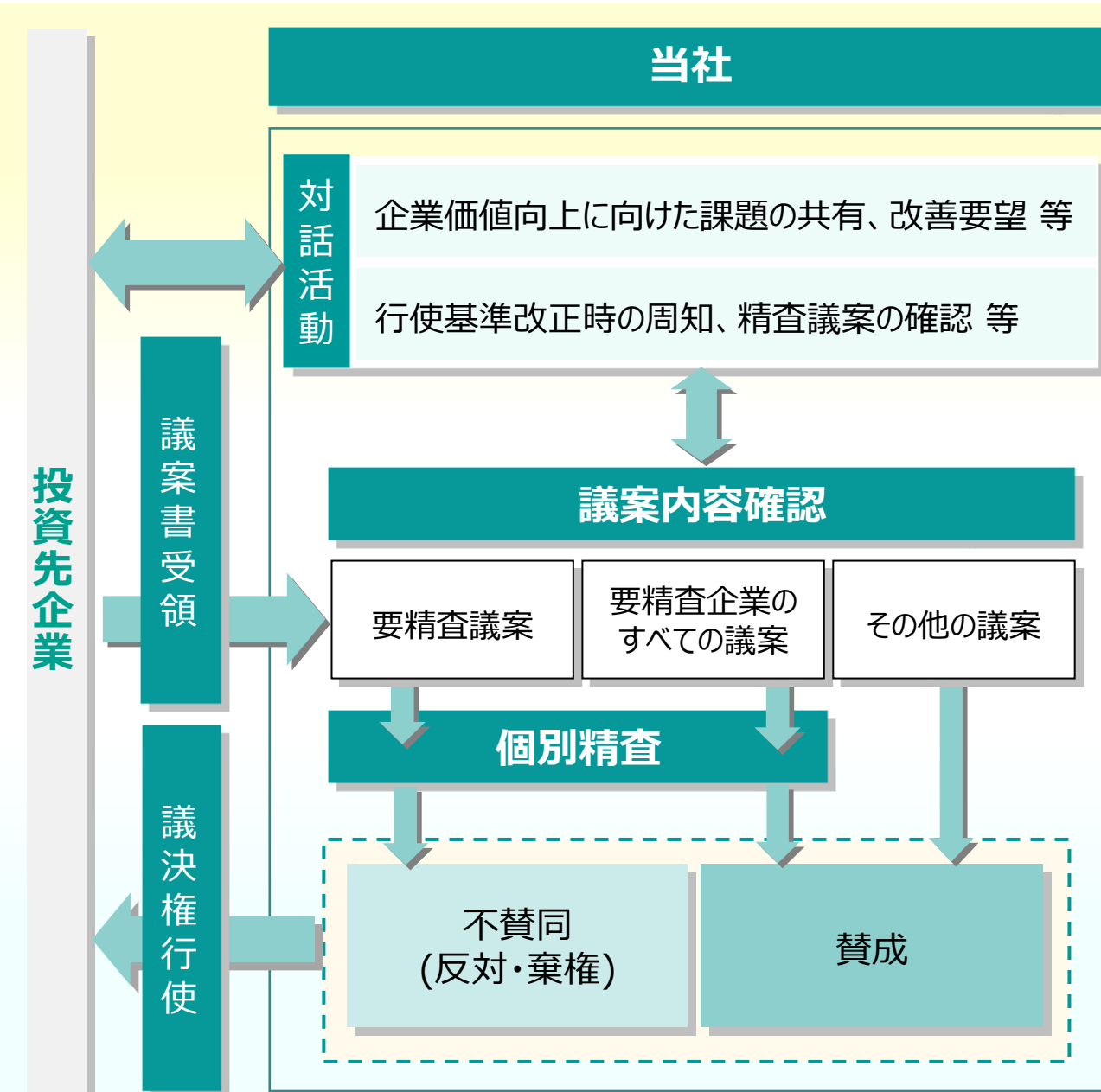
(原則 5)

取組 状況

- 国内議決権行使の方針については、「議決権行使への取組みについて」を策定、公表し、議決権行使にあたっての基本的な考え方、議決権行使のプロセスおよび行使結果の公表方針、主な判断基準を開示
- 国内上場株式への投資においては、企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方としており、投資先企業との「対話」による認識の共有がより重要と認識。議決権行使にあたっては、行使方針をベースとしつつ、対話等により把握した投資先企業の状況等もふまえたうえで、議案に対する賛否を判断。判断においてはすべて自社で意思決定し、議決権行使助言会社の推奨は非使用
- 議決権の行使結果について、議案の主な種類ごとに整理・集計した「集計開示」および個別の投資先企業および議案ごとの「個別開示」とともに公表。また当社の重要な取引先の議案において議決権行使の判断基準に照らして説明を要する判断を行なった場合は、その理由についても開示（議決権行使結果および議決権行使の方針の詳細は、以下の当社ホームページをご参照）
https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/ir/responsible_investment/index.html#stewardship
- 当社は収益（品貸料）獲得を目的に貸株を行なっていますが、議決権に係る権利確定日をまたぐ取引は実施せず

自己 評価

議決権の行使方針および議決権行使結果について適切に公表するとともに、議決権行使に際しては、形式的な判断にとどまらず、対話等により把握した投資先企業の状況もふまえたうえで判断を行なっており、適切な対応がなされているものと評価しています。行使方針については、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう、今後も適切に見直しを行ないます。



(原則 6)

原則 6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである

当社 方針

- 本方針の実施状況については、当社ホームページにおいて定期的に開示します。

取組 状況

- 当社は、投資先企業との対話の内容および議決権行使結果について記録・管理のうえ、これをふまえた継続的かつ建設的な対話を実施
- これらのスチュワードシップの活動状況については、本資料をはじめ、ホームページにおいて当社方針、議決権の行使方針、議決権の行使結果とあわせて定期的に報告

スチュワードシップ責任を果たすための方針

当社におけるSSC各原則・指針への取組方針を記載。SSCの改訂時のほか、必要に応じて随時見直し

議決権行使への取組みについて

当社における議決権の行使方針について記載。毎年見直しを実施し、公表

議決権の行使結果

主な議案種類ごとの「集計開示」および投資先企業および個別議案ごとの「個別開示」を四半期ごとに公表

スチュワードシップ活動の状況について

本資料。前年7月～当年6月におけるスチュワードシップ活動の状況について、毎年9月ごろを目処に公表

ESG投融資方針

ESG投融資に関する基本的な方針を記載。必要に応じ随時見直しを実施

責任投資活動報告書

当社の責任投資（ESG投融資・スチュワードシップ活動）に関する取組みを紹介

自己 評価

スチュワードシップ活動の状況について、適時・適切な開示による報告が行なわれていると評価しています。報告内容については今後も継続的に改善を図っていきます。

(原則 7)

原則 7

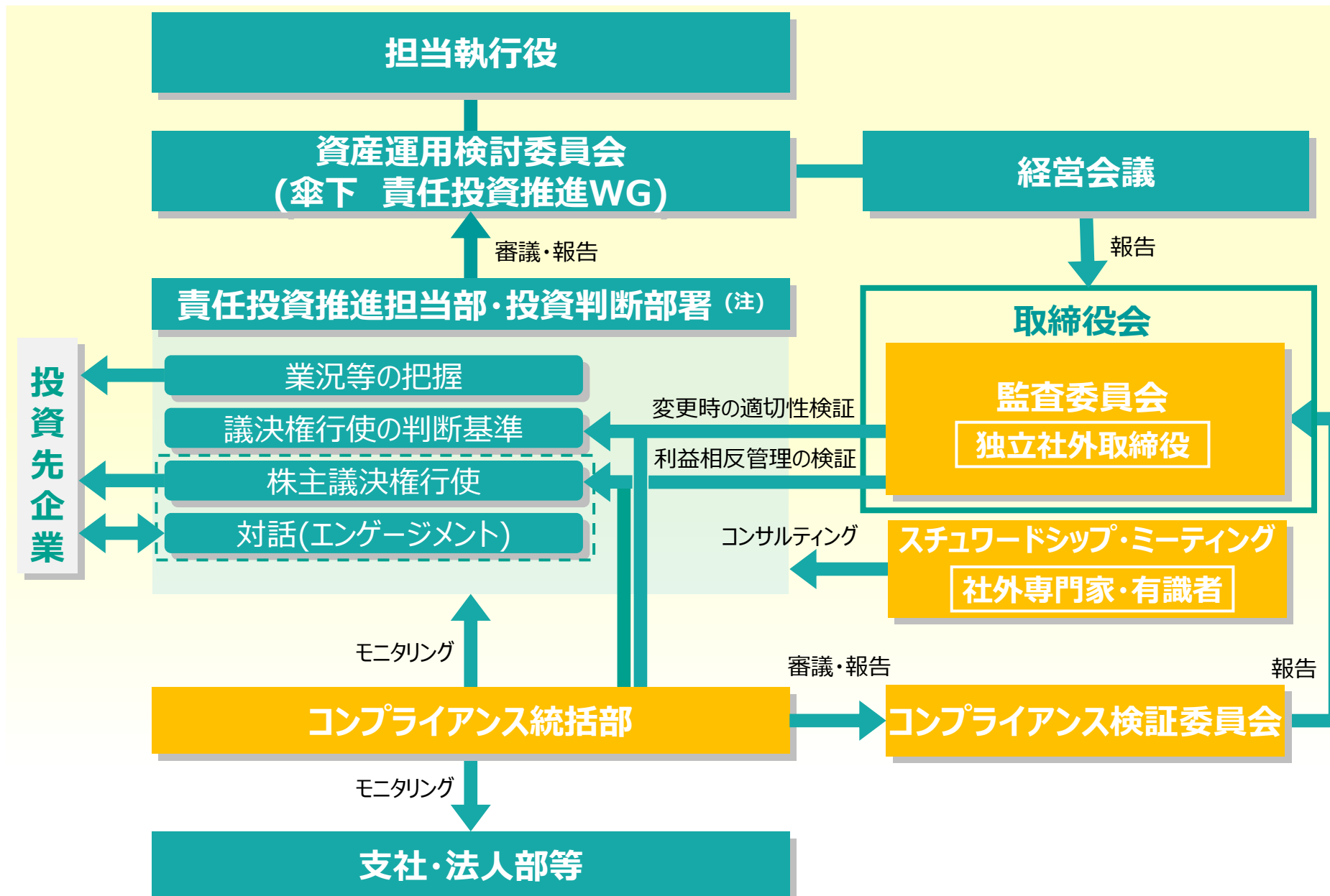
機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである

当社方針

- 社内に設置する委員会において、対話や議決権行使の状況をモニタリングし、適切性について定期的に検証しています。この結果をふまえ、本方針や「議決権行使への取組みについて」についても適宜見直します。
- こうした取組みに加え、投資先企業との対話の実効性向上など、スチュワードシップ活動全般に関するコンサルティングを社外の専門家・有識者から受けること等により、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう、態勢の整備・高度化に努めます。

取組状況

- 当社は、中期の経営計画において、「持続可能な社会づくりへの貢献」を掲げており、機関投資家としての取組みとして、責任投資を推進。2020年4月に設置した責任投資推進室を核とし、社内委員会の運営を通じた関連部署との連携によりESG投融资およびスチュワードシップ活動の推進と高度化等に取り組む。同室は、責任投資の取組推進とさらなる高度化に向けて、2024年4月に責任投資推進担当部へ改編



(注)株式投資部、債券投資部(株主議決権行使関連を除く)

(原則 7)

資産運用検討委員会 (傘下 責任投資推進WG)

運用企画部の部長を委員長とし、関連する資産運用部署、コンプライアンス関連部署、企画・広報などの一般管理部署の実務責任者をメンバーとし、各種方針等の見直しや対話実施状況・議決権行使状況のモニタリング等、ESG投融資およびスチュワードシップ活動の推進・進捗管理、高度化の取組みについて審議・報告

スチュワードシップ・ミーティング

- 2018年度下期より、投資先企業との対話の実効性向上などスチュワードシップ活動全般に関するコンサルティングを社外の専門家・有識者等（以下、「社外構成員」といいます）から受ける取組みを開始
- スチュワードシップ・ミーティングは、責任投資推進担当部を事務局とし、社外構成員と運用企画・投資判断部署の担当執行役・各部長で構成。議決権行使・対話などの実務担当者も参加するワークショップ形式で開催することにより、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう、スキルアップに取組み

＜スチュワードシップ・ミーティングの概要（2024年7月～2025年6月開催分）＞

第1回	開催日	2024/12/2
	テーマ	2024年6月議決権行使状況と今後の注目点
	主な質疑、討議項目	企業とのエンゲージメント活動で今後重要視されるテーマ・視点 スチュワードシップ・コードの改訂
第2回	開催日	2025/2/7
	テーマ	サステナブルファイナンスの潮流と課題
	主な質疑、討議項目	トランジション・ファイナンスの推進において押さえておくべきポイント 反ESG の足元の動向とESG 投融資への影響

自己 評価

専門部署の設置や社内委員会の運営等を通じ、対話やスチュワードシップ活動を適切に行なうためのPDCAサイクルを実践しているほか、社外の専門家・有識者のアドバイスを取り入れてスキルアップを図るのみならず、実務にも活用しており、適切な対応がなされているものと評価しています。今後もさらなる実力の向上とスチュワードシップ活動の充実に努めます。

(原則 8)

原則 8

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである

当社 方針

当社は「機関投資家から業務の委託等を受け、機関投資家が実効的なスチュワードシップ活動を行なうことに資するサービス」の提供は行なっておりません。

上記の通り、当社は当該サービスの提供は行なっておりません。

1. 基本的な考え方（取組みの推移）

- 当社では、議決権行使時の対話にとどまらず、日頃から業績等の確認や投資先企業の課題についての認識共有、ならびに当社からの改善要望のための対話に取り組んでいます。コーポレートガバナンス態勢や株主還元、業績などに課題があるとみられる投資先企業に対しては、当社の課題認識を伝えるとともに、投資先企業の考え方や取組みを確認しながら課題の改善を促すなど、企業価値向上に向けた働きかけを行なっています。

<取組みの推移>

2020年度

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

2025年度

<ファンダメンタルズに重点をおいた対話>

経営戦略（ROE、資本コスト）、株主還元（配当性向）、業績、ガバナンス態勢など

低PBR

女性取締役選任状況等

ガバナンスの改善（親会社を有する企業の取締役会独立性強化等）

<サステナビリティに重点をおいた対話>

脱炭素：CO2多排出企業のCO2削減取組みを推進

生物多様性の保全・ソーシャル（人権等）の取組みを推進

健康寿命の延伸・地方創生の取組みを推進：インパクト創出を企図

生物多様性の対話において、自然関連への依存・影響を分析

SDGインパクトジャパン社との協働エンゲージメント

提案型対話の推進

質問票の事前送付

- 課題や論点の明確化・認識共有

他社好事例の提示

- 課題改善への気づき
- 取組インセンティブ付与

取組みの高度化提案

- 課題に対するアウトプットKPI設定の推奨など

取組みの高度化提案

- アウトカムへのKPI設定の推奨
- 社会的価値と経済的価値の好循環の実現に向けた意見交換など

1. 基本的な考え方（テーマと視点）

テーマ	視 点
経営指標	- 資本コストをふまえたROEなど、経営指標の設定状況と水準の妥当性 - 経営計画、経営戦略、今後の事業環境等 - 経営指標の達成、資本効率向上に向けた取組み
株主還元	- 配当方針や自社株買いなど株主還元についての考え方 - 資本政策や手元資金の使途
マテリアリティ等	- 企業として中長期的にめざす姿や期待される企業価値の向上についての明確な開示 - 事業環境が変化する中で、「リスク」と「機会」を適切に認識し、マテリアリティが適切に設定 - 中長期の経営計画など経営の中核におけるSDG s、ESGの取込み。SDG s、ESGを全社をあげて取り組む態勢整備
ESG課題	以下の ESG項目について、対話先企業それぞれにおける課題、重要度が高いと考えられるテーマを中心に情報開示、対応状況等を確認するとともに、必要に応じて改善要望の申入れを実施
E (環境)	脱炭素（温室効果ガス削減等）、自然資源(水資源枯渇への対処、責任ある原料調達等)、廃棄物管理(有害物質と廃棄物管理、包装材廃棄物等)、環境市場機会(再生可能エネルギー、クリーンテクノロジー等)、生物多様性（取組方針、目標設定、推進態勢等）
S (社会)	人的資源(労働マネジメント、労働安全衛生、ダイバーシティ、人的資本)、製品サービスの安全(製品安全品質、責任ある調達・投資等)、社会市場機会(健康市場機会、ヘルスケアへのアクセス)、新型コロナウイルス感染症対応（従業員の安全確保のための職場環境整備、業務プロセスの見直し等）、人権、ジェンダー平等、環境保全、社会的責任等に配慮したサプライチェーンの構築、地方創生の推進、健康寿命の延伸
G (ガバナンス)	コーポレートガバナンス（取締役会の独立性および構成、取締役会の実効性、取締役の報酬等）、コンプライアンス・リスク管理(不祥事、情報管理等)

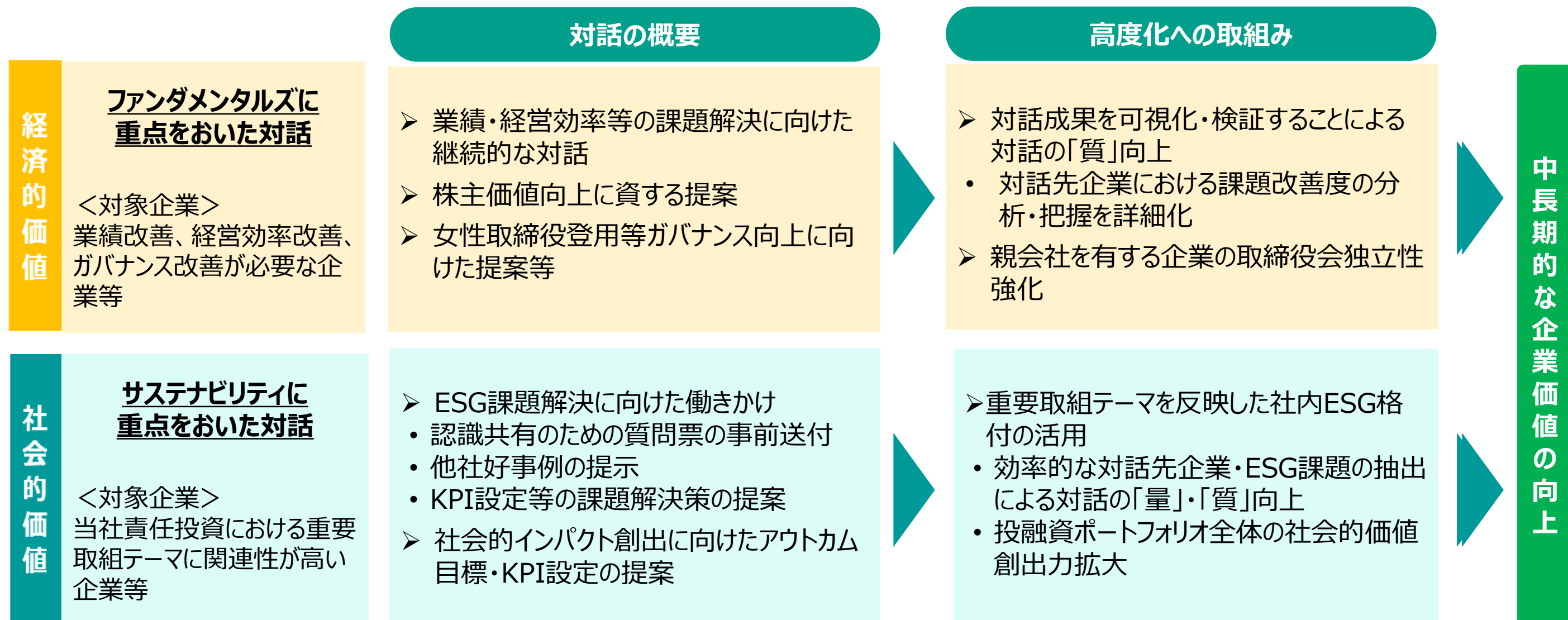
1. 基本的な考え方（5つの重要取組テーマ）

- 「ステークホルダーへの影響度」「事業との関連性」をふまえ、2024年度から当社の「優先課題(マテリアリティ)」を見直し、「機関投資家としての責任投資を通じた持続可能な社会づくり」を優先課題の1つに加えています。これをもとに5つの重要取組テーマを設定して、重点的に取り組んでいます。



1. 基本的な考え方（ファンダメンタルズ・サステナビリティに重点をおいた対話）

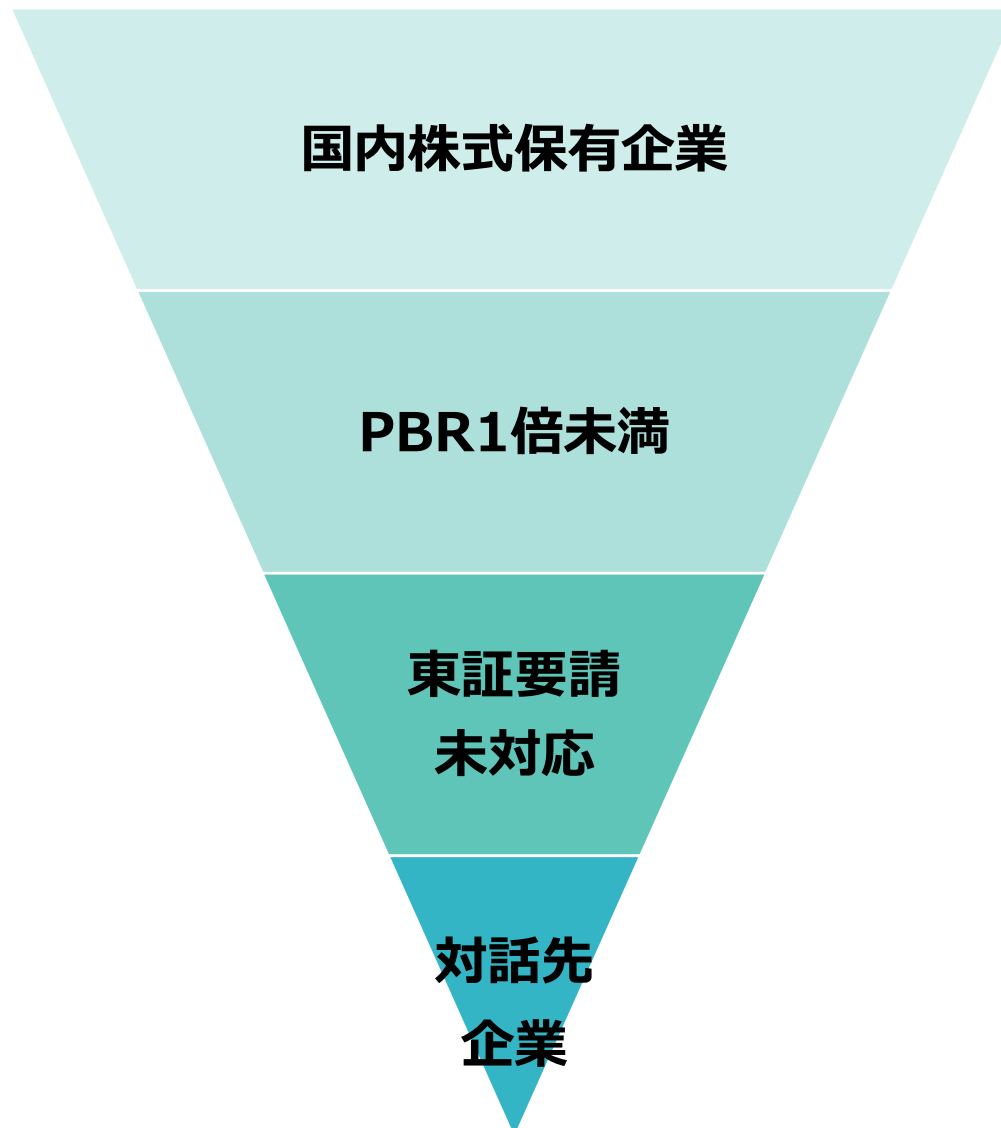
- 当社は、投融資先企業の持続的な成長を促すために、中長期的な視点から、投融資先企業との建設的な「目的を持った対話（エンゲージメント）」を通じて、課題改善やインパクト創出に向けた取組みを提案しています。
- 業績・経営効率等、財務面の課題解決に向けた「ファンダメンタルズに重点をおいた対話」に加えて、社会的インパクトの創出につながる「サステナビリティに重点をおいた対話」を実施しています。



2. ファンダメンタルズに重点をおいた対話（PBRが低位にある企業との対話）

- 東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を背景に資本コストや株価を意識した経営に注目が高まるなか、PBRが低位にある企業との対話を行なっています。具体的には、東証要請への取組状況などを確認のうえ、他社の取組み好事例等を紹介し、PBR向上に向けた提案型対話に取り組んでいます。

<対話先企業のスクリーニング>



<主な対話内容>

- 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」への取組状況の確認
- PBR向上に向けて、「ROE(自己資本利益率)の改善とPER(株価収益率)の引上げ」の観点から、以下を中心に意見交換や提案を実施

$$\text{PBR} = \text{ROE} \times \text{PER}$$

… PBRが低位で推移している理由、自己分析

ROE

- … ROE向上に向けた施策とその取組状況（収益性向上、適正な資本構成等）
- … 株主資本コストの把握

PER

- … PER引上げ（市場での評価向上）に向けた取組み（情報開示等）

- 他社の取組み好事例等の紹介

2. ファンダメンタルズに重点をおいた対話（マイルストーン管理）

- 下表は、責任投資推進室（2024年4月に責任投資推進担当部に改編）が設置された2020年度以降について、2020年6月時点において課題があった企業のうち、対話等の効果により課題解決が確認できた企業の割合（改善率）を示したもの（数値は2020年6月以降の累積ベース）です。
- 課題解決にはある程度時間を要するものの、対話等の効果により、企業の課題は改善していることが確認できます。

<改善率の推移>

項目	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月	2025年6月
ファンダメンタルズ面での課題（※）	39%	43%	64%	64%	68%

（※）低ROEかつ株価低迷、株主還元不十分、連続無配、連続赤字

A社（機械）

テーマ

長期無配

対話の概要

対話時期：2015～2023年

- 業績低迷を受けて長期にわたり無配が継続。株主還元についての当社の考えを説明し、課題認識を共有。粘り強く対話を継続し、対応策の推進を要請



企業の反応等

- 長期無配は重要な経営課題と認識
- 無配の主因は、営業利益や経常利益の低さ。特に機械事業の一部で利益率が低い状態が継続していることから、アフターサービスの強化などを通じて損益改善に取組み



課題認識の共有

改善要望

課題取組

課題解決（一部）

改善状況・今後の方針

- 各種取組みが奏功し、業績が改善、2025年3月期の期末配当から復配
- ただし、当社が求める配当性向（30%）を下回るため、株主還元の充実に向けてモニタリングを継続

2. ファンダメンタルズに重点をおいた対話（マイルストーン管理）

B社（小売）

テーマ

3期赤字、低ROE・株価低迷

対話の概要

- 対話時期：2022～2025年
- 3期赤字、低ROE・株価低迷のため対話。業況等を確認の上、当社の考えを説明し、課題認識を共有。改善に向けた対応策の推進を要請

企業の反応等

- 新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、赤字、低ROE・株価低迷は重要課題
- ROE目標は5%、将来的に8%をめざす
- 課題解決に向けて、既存店売上高の拡大や株主還元の強化等に取り組み

改善状況・今後の方針

- 各種施策が奏功し、2024年2月期に営業利益、経常利益、当期純利益が黒字転換、翌期にROE5%を回復
- ROE8%に向けた利益増加と純資産コントロール策を発表

課題認識
の共有改善
要望課題
取組

課題解決

C社（金属製品）

テーマ

3期赤字、低ROE・株価低迷、3期無配

対話の概要

- 対話時期：2019～2025年
- 3期赤字、低ROE・株価低迷、3期無配のため対話。長期的にROEが株主資本コストを下回っていることを示し、ROE目標の設定などを提案

企業の反応等

- 赤字、低ROE・株価低迷、無配は重要課題と認識
- 課題解決に向けて「成長性の高い半導体分野等の売上増」、「高単価商品へのシフトによる生産性向上」、「バックオフィス等の固定費圧縮」等に取り組み

改善状況・今後の方針

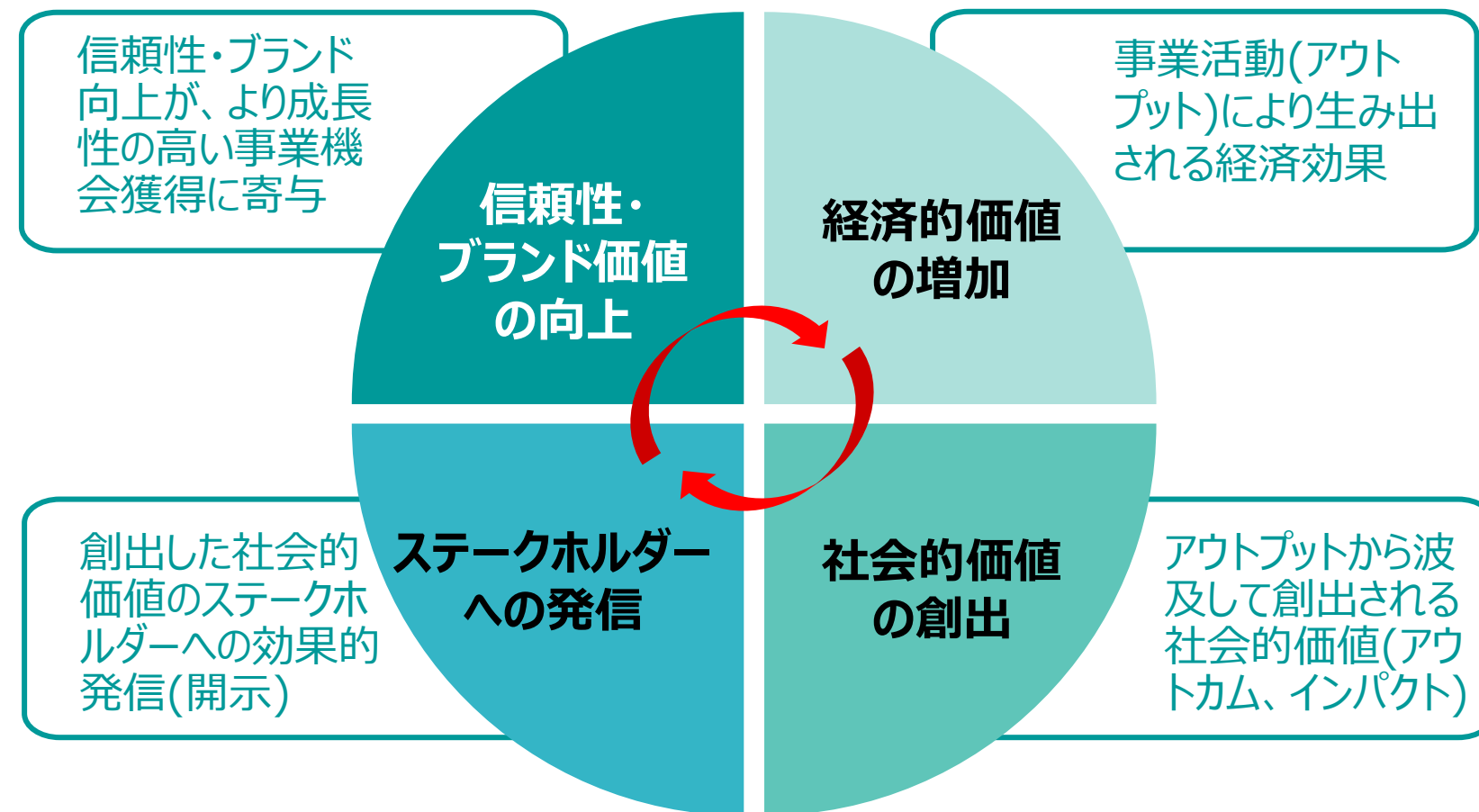
- 各種施策が奏功し、2025年3月期に当期純利益は黒字転換し、株価も回復
- ただし、無配は継続しており、課題解決に向けて、対話による働きかけを継続

課題認識
の共有改善
要望課題
取組課題解決
(一部)

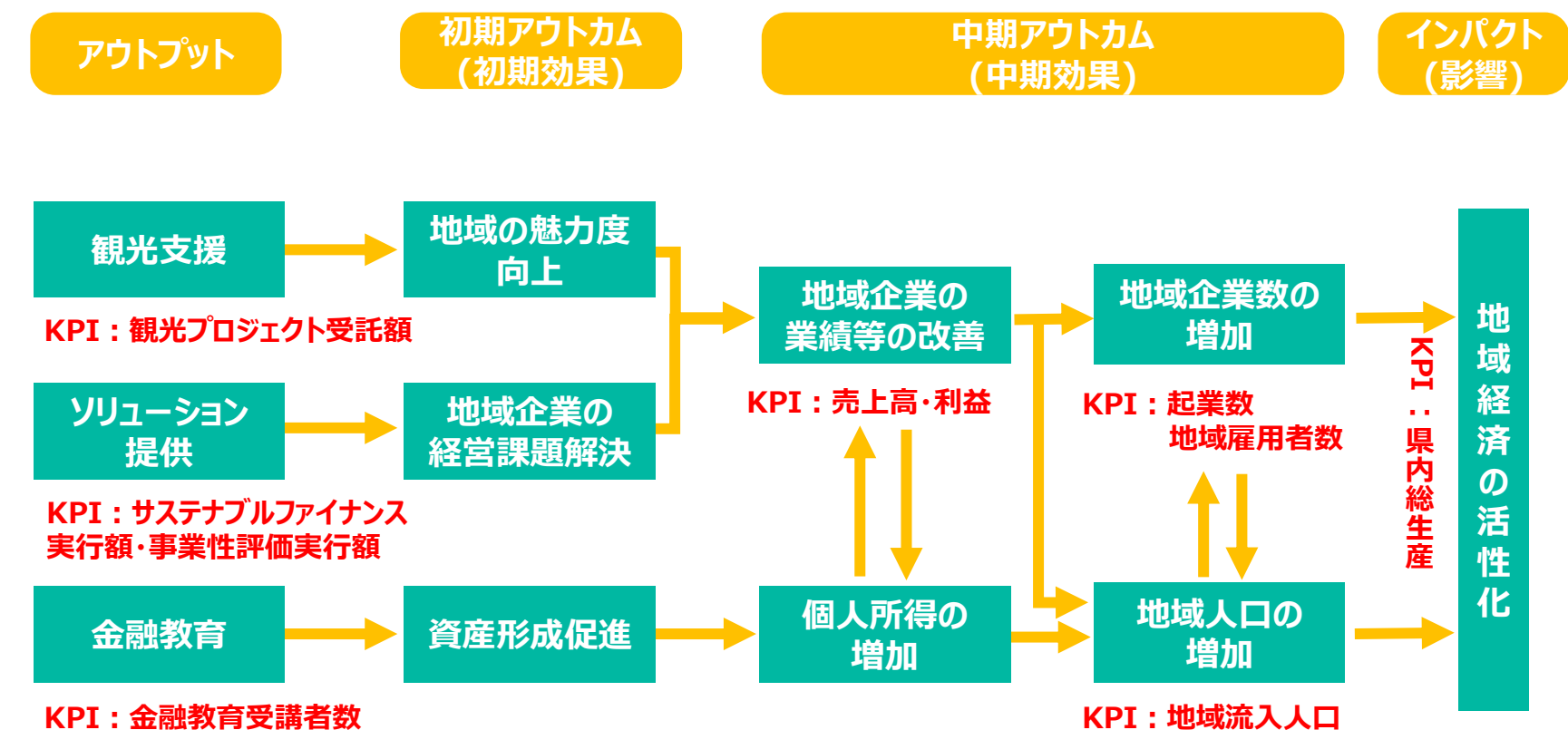
3. サステナビリティに重点をおいた対話（インパクト創出を企図した対話）

- サステナビリティに重点をおいた対話において、当社の優先課題である「健康寿命の延伸」と「地方創生の推進」をテーマに、インパクト創出を企図した対話を実施しています。具体的には、企業が生み出す社会的価値が経済的価値向上に繋がる好循環の実現に向けて、ロジックモデル案を提示しながら、アウトプットやアウトカムへの定量的なKPI設定を提案しています。

<社会的価値創出が経済的価値向上に繋がる好循環>



<ロジックモデルのイメージ図（地方創生の推進）>



3. サステナビリティに重点をおいた対話（脱炭素実現に関する対話）

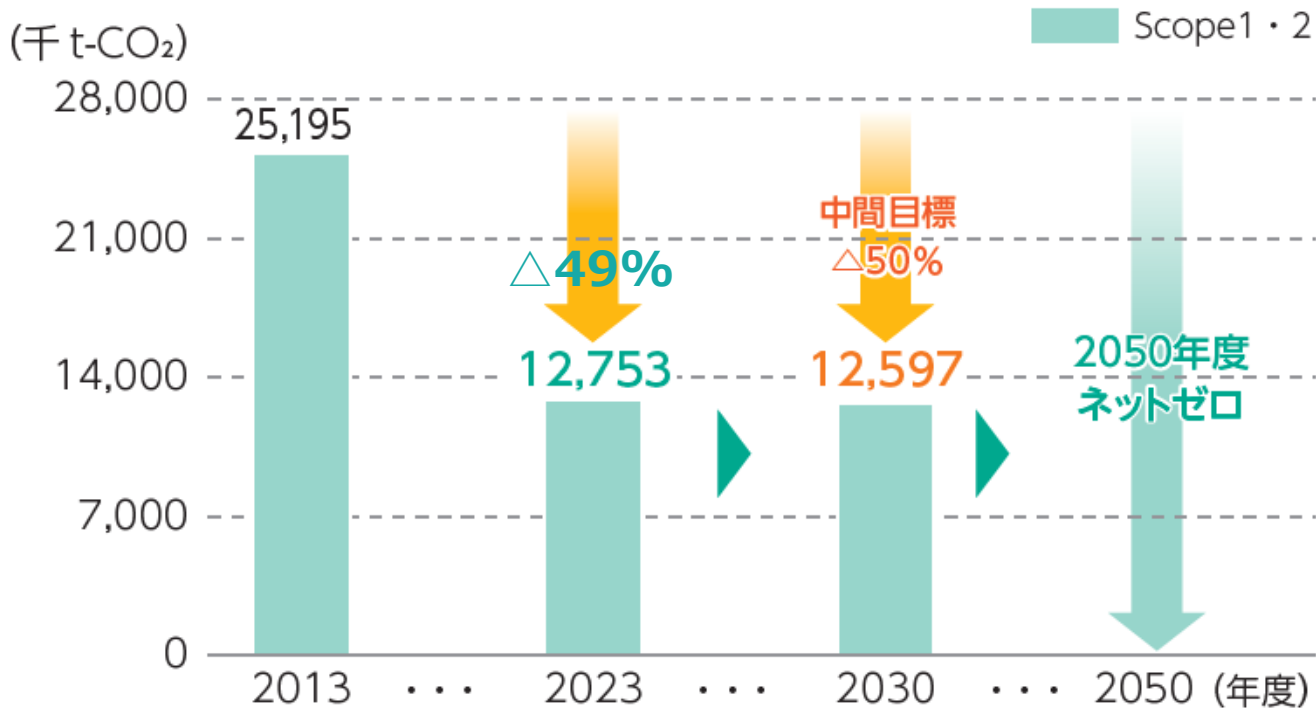
新規

- 投融資ポートフォリオの2030年CO2排出削減目標達成に向けて、多排出企業を中心に対話を通じたマイルストーン管理を実施しています。2024年度は10社・17項目、マイルストーン管理を本格開始した2023年度からの累計では21社・42項目の取組み改善を確認しました。前回対話時に、「総量ベースのCO2削減目標未設定企業」や、「カーボンニュートラルに向けたロードマップ未作成企業」に対して、対話通じ、当社から目標設定・ロードマップ作成に向けた働きかけを行なった結果、すべての企業が対応が完了したことを確認しました。
- その他、「TCFDの気候変動が財務へ及ぼす影響についての開示充実」、「2030年度CO2削減目標の引き上げ」に関しても、一定の改善が見られたことを確認しています。
- こうしたマイルストーン管理の徹底もあり、2023年度の投融資ポートフォリオにおけるCO2総排出量は△49%（2013年度対比）まで削減しており、2030年度の間目標△50%に向けて順調に進捗しています。

<対話により改善した企業の割合>

項目	割合
総量ベースのCO2削減目標の設定	100%
カーボンニュートラルに向けたロードマップ作成	100%
TCFDの気候変動が財務へ及ぼす影響についての開示充実	76%
2030年度CO2削減目標の引き上げ	33%

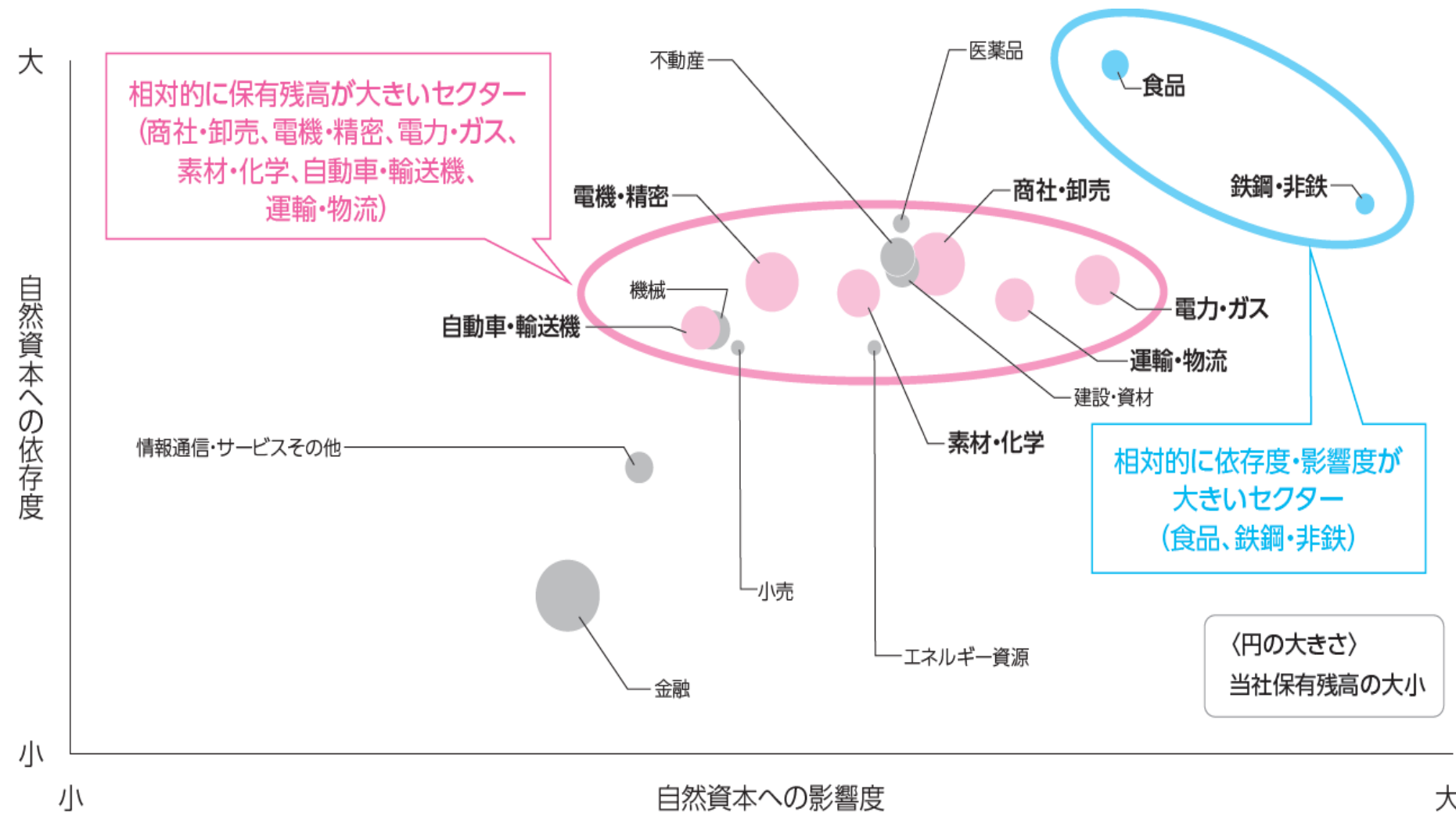
<投融資ポートフォリオのCO2総排出量>



3. サステナビリティに重点をおいた対話（生物多様性保全に関する対話）

- 当社は、2022年度に生物多様性をテーマとした対話を開始し、2024年度からは、TNFDで使用が推奨される自然関連リスク分析ツール「ENCORE」を活用し、相対的に自然資本への依存度や影響度が高いセクターおよび相対的に保有残高が大きいセクターの企業について、自然資本や生物多様性の保全への取組み・開示の高度化に向けた対話を推進しています。

<依存・影響の関係図>



<主な8業種における自然資本への依存・影響レベル評価>

依存		小← [] [] [] [] [] [] [] [] →大							
業種区分		食品	素材・化学	自動車・輸送機	鉄鋼・非鉄	電機・精密	電力・ガス	運輸・物流	商社・卸売
バイオマスの供給									
淡水供給									
降雨パターンの調整									
地域の(微・中)気候の調整									
大気浄化									
土壌と土砂の保持									
固体廃棄物の浄化									
水質浄化									
暴風雨の緩和									
大気および生態系による希釈									
影響									
業種区分		食品	素材・化学	自動車・輸送機	鉄鋼・非鉄	電機・精密	電力・ガス	運輸・物流	商社・卸売
水使用量									
土地利用面積									
淡水利用面積									
海底使用面積									
GHGの排出									
GHG以外の大気汚染物質排出									
水や土壌への有害汚染物質排出									
水や土壌への栄養塩汚染物質排出									
固形廃棄物の発生と放出									
外乱(騒音・光など)									

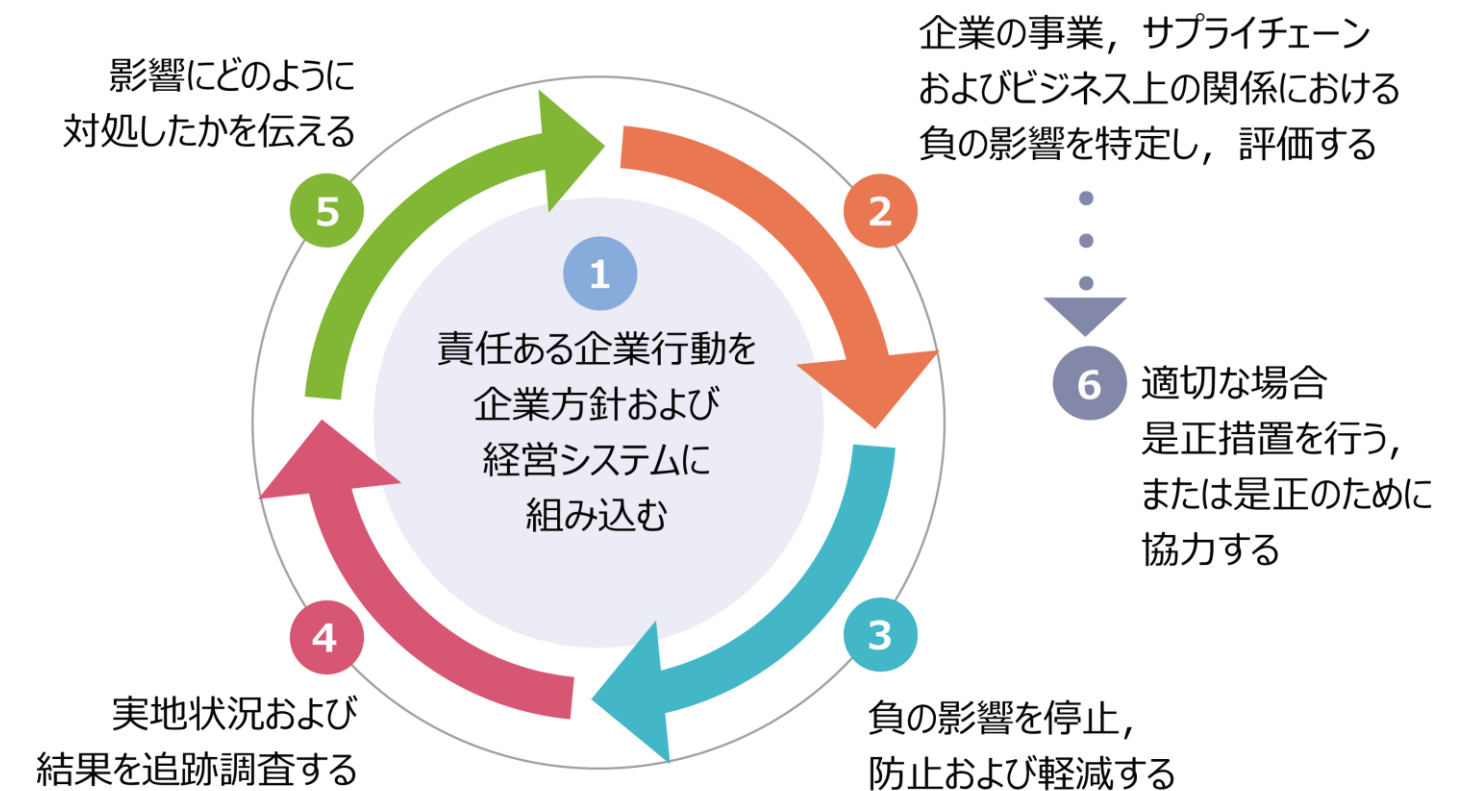
3. サステナビリティに重点をおいた対話（人権尊重に関する対話）

- 人権尊重に関する対話は、2022年度から開始しており、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則」や、責任ある企業行動のためのOECDデューデリジェンス・プロセスをふまえ、全対話先に対して、①人権方針の策定、②バリューチェーンにおける人権デューデリジェンス、③取引先への対応を要請・確認しています。

<人権尊重に関する対話における確認事項>

①人権方針の策定	- 人権方針の適用範囲(グループ全体) - 項目立て(人権デューデリジェンス対応、救済へのアクセス)
②バリューチェーンにおける人権デューデリジェンス	- 事業活動や事業地域特性上の人権リスクの洗い出し - 優先すべき重要度の高い人権リスクの特定 - 特定した負の影響の軽減・防止策の実施 - 対応策の評価と開示
③取引先への対応	- 取引先への人権方針の周知 - アンケートや実査を通じた取引先の人権取組状況の確認

<人権デューデリジェンス・プロセスおよびこれを支える手段>



(出所)責任ある企業行動のためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス

3. サステナビリティに重点をおいた対話（マイルストーン管理）

- 当社では、対話を通じて、投資先企業と認識を共有し、課題のある企業には改善を求め、その後の取組状況を確認しています(マイルストーン管理)。
- 当社からの改善要望に対し、一定の進捗があることを確認している一方、残存課題もあり、今後も継続的な改善に向けて対話を通じて働きかけていきます。

A社（非鉄金属）

テーマ

脱炭素

課題認識
の共有改善
要望課題
取組課題解決
(一部)

対話の概要

- 対話時期：2021年
- 当社投融資ポートフォリオにおけるCO2多排出企業。「2030年までの排出削減目標（▲17%、2013年比）が低いこと」や「TCFDの気候変動が財務へ及ぼす影響の開示がないこと」等が課題。課題認識の共有を図り、改善を要望

企業の反応等

- 「技術改善」、「省エネ」、「再エネ電力への切替え」等により現状の2030年排出削減目標は達成の見通しではあるものの、政府目標（▲26%→▲46%）の見直しや、事業ポートフォリオの見直しに伴い、より積極的な新しい目標を開示する方向であることを確認

改善状況・今後の方針

- 2024年に再度対話を実施
- 要望していた「CO2排出削減目標の引上げ（▲47%）」やScope3目標設定など、前回対話時から大きく進展
- TCFDの財務への影響度も大中小の形で開示。ただし金額ベースの開示は残存課題であり、継続的にモニタリング

3. サステナビリティに重点をおいた対話（マイルストーン管理）

B社（鉄鋼）

テーマ

人権

対話の概要

対話時期：2023年

- 人権リスクへの対応の遅れが、業績・企業価値に甚大な影響を及ぼす可能性や、サプライチェーンにおける人権尊重を含めたガイドライン等法整備が進展していることを踏まえて、①人権方針の策定、②サプライチェーンにおける人権デューデリジェンス、③取引先への対応を要望

企業の反応等

- 国連指導原則や経産省のガイドラインやフレームワークに沿った方針は開示ができていないと認識しており、現在、フレームワークに沿った人権方針と人権デューデリジェンスの実施を検討
- 次年度のサステナビリティレポートでサプライヤーへの取組みなどを開示する方向であることを確認

改善状況・今後の方針

- 2024年に再度対話を実施
- 人権方針を策定、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、継続的な実施・改善に取り組んでいる
- 対象企業数や対象範囲などサプライチェーンにおける人権デューデリジェンスの段階的な取組み高度化と開示が今後の課題

課題認識
の共有

改善
要望

課題
取組

課題解決
(一部)

C社（輸送用機器）

テーマ

生物多様性

対話の概要

対話時期：2022年

- 原材料のベースとなる生態系へのリスク管理が事業の生産性・持続性に大きく影響することや、TNFD提言に基づく情報開示が要請されていることを踏まえて、①生物多様性方針の策定、②TNFD開示（自然関連への依存と影響、リスクと機会の特定）を要望

企業の反応等

- 中期経営計画の見直しにあたり、生物多様性に関する独立した方針の策定を検討
- TNFD提言に基づく情報開示については、まだ準備段階であり、コンサルティング会社とトライアルを始めた状態であることを確認。金属を採掘する場面で、環境・生物への依存・影響関係について試算

改善状況・今後の方針

- 2025年に再度対話を実施
- 「環境経営」に向けた長期のコミットメント、および方針として「エコビジョン」を策定
- TNFD開示フレームワークを活用し、自然への依存・影響の分析やリスク・機会の特定を試行、最新の進捗状況を報告
- 分析結果に基づいたKPIや目標の策定が今後の課題

課題認識
の共有

改善
要望

課題
取組

課題解決
(一部)

4. スチュワードシップ第三次改訂対応（概要）

新規

- スチュワードシップ・コードは、「中長期的な視点に立った建設的な対話」を通じ、企業の持続的成長と受益者の中長期的な投資リターンの拡大という責任を果たすための機関投資家の行動原則です。
- 金融庁は、2014年2月の策定以降、これまで2017年5月、2020年3月に改訂を実施。この度、スチュワードシップ活動の実質化の観点から見直しを行ない、2025年6月26日に第三次改訂版を確定・公表しました。
- 今回の改訂ポイントは、「協働エンゲージメント」と「実質株主の透明性向上」です。

改訂のポイント①（協働エンゲージメントの促進）

- 実効的なスチュワードシップ活動を実施するためには、機関投資家側において、投資先企業の状況の把握・提案内容の検討など相応の準備が必要な一方で、実効的なエンゲージメントを担うための「人材」や「時間」が不足するなど、リソースの限界について課題があることが判明
- エンゲージメントプロセスの負荷軽減については、協働エンゲージメントが有効であることから、今回、スチュワードシップ・コードの記載を「他の機関投資家と協働して対話を行なうこと（協働エンゲージメント）」に関し、「必要に応じ、実行することが有益な場合もあり得る」から、「重要な選択肢である」に変更し、機関投資家側による一層の活用を促す内容に改訂

協働エンゲージメントのさらなる活用促進

改訂のポイント②（実質株主の透明性向上）

- 現在、株主名簿にカストディアンが「名義株主」として記載された場合、投資先企業(株式発行会社)において議決権を有する「実質株主」を把握することが困難となり、株式発行会社側が「実質株主」と対話を行なう際の障害が存在
- 今回、株式発行会社が実質株主を把握できる仕組みを構築するため、今回の改訂において「投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべき」、「投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表すべき」との指針が追加

投資先から求められた場合、保有株式数を企業に対して説明
求められた場合の対応方針を事前に公表

4. スチュワードシップ第三次改訂対応（協働エンゲージメントの促進）

- 「協働エンゲージメントの促進」に関して、2017年度以降、当社は生保協会傘下WGに参画し、「株式市場の活性化」および「持続可能な社会の実現」に向けた協働エンゲージメントを継続実施しています。
- こうした取組みに加え、今年度からは、提携先であるSDGインパクトジャパンとの協働エンゲージメントを開始し、共同で投資先企業に対する要望・提案を実施しています。SDGインパクトジャパンが運用するファンドのアセットオーナーとして、また、株主として、共通の投資先企業に対して、要望・提案を実施し、社会的インパクト創出を企図した対話により企業価値向上を図ります。

＜生保協会との協働エンゲージメント＞

従来の取組みに加え、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の開示が確認できない企業に対して、自社の資本コスト・資本収益性の現状分析・評価、改善に向けた計画の策定・開示を要望しました。



新規

＜SDGインパクトジャパンとの協働エンゲージメント＞

対話先企業へ要望・提案を実施する前に、SDGインパクトジャパン社と社会的インパクト創出、ESG取組評価、格付機関評価の観点から分析、課題を共有し、テーマを設定します。

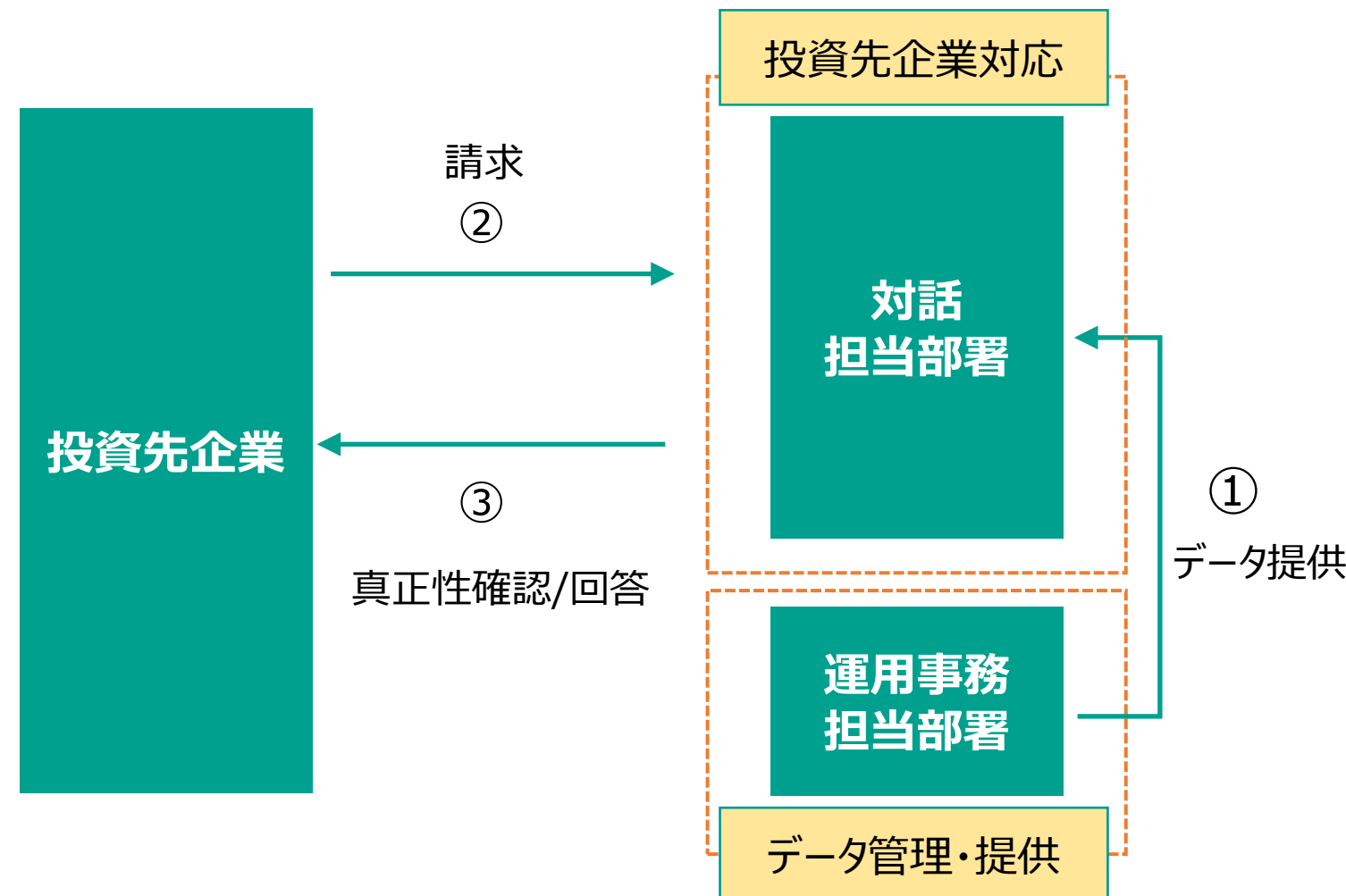


4. スチュワードシップ第三次改訂対応（実質株主の透明性向上）

新規

- 「実質株主の透明性向上」に関して、投資先から株式保有状況の情報提供を求められた場合に回答する態勢を整備しました。
- 保有株式のデータを所管する運用事務担当部署において毎月末ごとに各投資先企業の保有株式数データを整備し、対話担当部署に対して月次でデータを提供します。
- 投資先企業に対しては、対話担当部署から真正性を確認のうえ速やかに回答します。

＜投資先企業からの要請に対する対応姿勢＞



(対応内容)

① データ提供

- 各投資先の保有株数については運用事務担当部署で管理のうえ、月末時点の保有株数データを対話担当部署へ定期的に連携

② 請求

- 投資先企業から株式保有状況の開示請求については対話担当部署で受付

③ 真正性確認/回答

- 対話担当部署は投資先企業の公表された連絡先に真正性を確認のうえ、運用事務担当部署から受領した月末時点の当社保有株数を回答

4. スチュワードシップ第三次改訂対応（実質株主の透明性向上）

新規

- 対応方針については、当社ホームページ、および公表資料（スチュワードシップ活動の状況について）において公表・周知しています。
- 投資先企業から求められた場合には、下記の方針に基づき、当社がどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて説明いたします。

項目	対応方針
目的	投資先企業と建設的な対話を行なうため
回答の基準時点	毎月月末時点
回答までに要する期間	2 週間以内
照会者の真正性に関する確認方法	公表されている各企業の連絡先に確認
留意事項	上記の基準時点、回答までに要する期間については、当社の事情により変更される場合があります

≪ 掲載HPアドレス：https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/ir/responsible_investment/#transparency ≫

5. 対話に対する企業評価

新規

- 対話活動をより有意義なものにするため、2024年度から、対話先企業による「対話アンケート」を開始しました。①事前資料が対話を進める上で有効であったか、②経営戦略や課題と照らして適切な内容であったか、③今後の取組みの参考となったか、の3点について、アンケートを実施しました。
- アンケート回答を受領したすべての対話先企業から、当社対話に対する肯定的な評価をいただきました。「会社規模に応じた他社事例を提示してほしい」、「企業側からの質問時間をもっととってほしい」等のご意見については、対話活動に反映することで、対話のPDCA運営を徹底しています。

<アンケート各設問への回答結果>

①事前資料が対話を進める上で有効であったか

とても有効である	64.3%
有効である	34.3%
合 計	98.6%

【回答理由】

質問の内容がわかりやすかった	35.8%
事前に検討する時間が十分にとれた	32.8%
質問の量が適量だった	27.0%
その他	4.4%

②経営戦略や課題と照らして適切な内容であったか

とても適切である	42.9%
適切である	55.7%
合 計	98.6%

【回答理由】

マテリアリティと適合していた	34.7%
経営戦略/経営計画と適合していた	32.2%
新しい気づきを与えてくれた	31.4%
その他	1.7%

③今後の取組みの参考となったか

とても参考になった	40.0%
参考になった	54.3%
合 計	94.3%

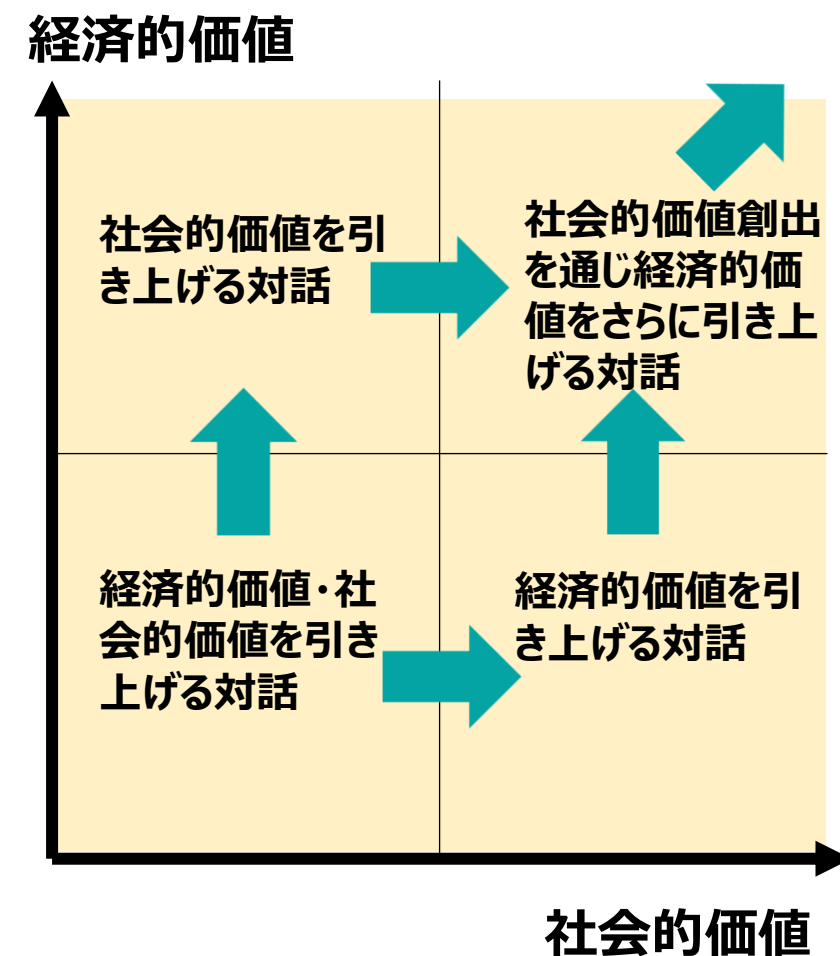
【回答理由】

参考となる他社事例があった	50.5%
今後取組みたい有益な提案があった	30.5%
格付機関等の情報提供があった	9.5%
その他	9.5%

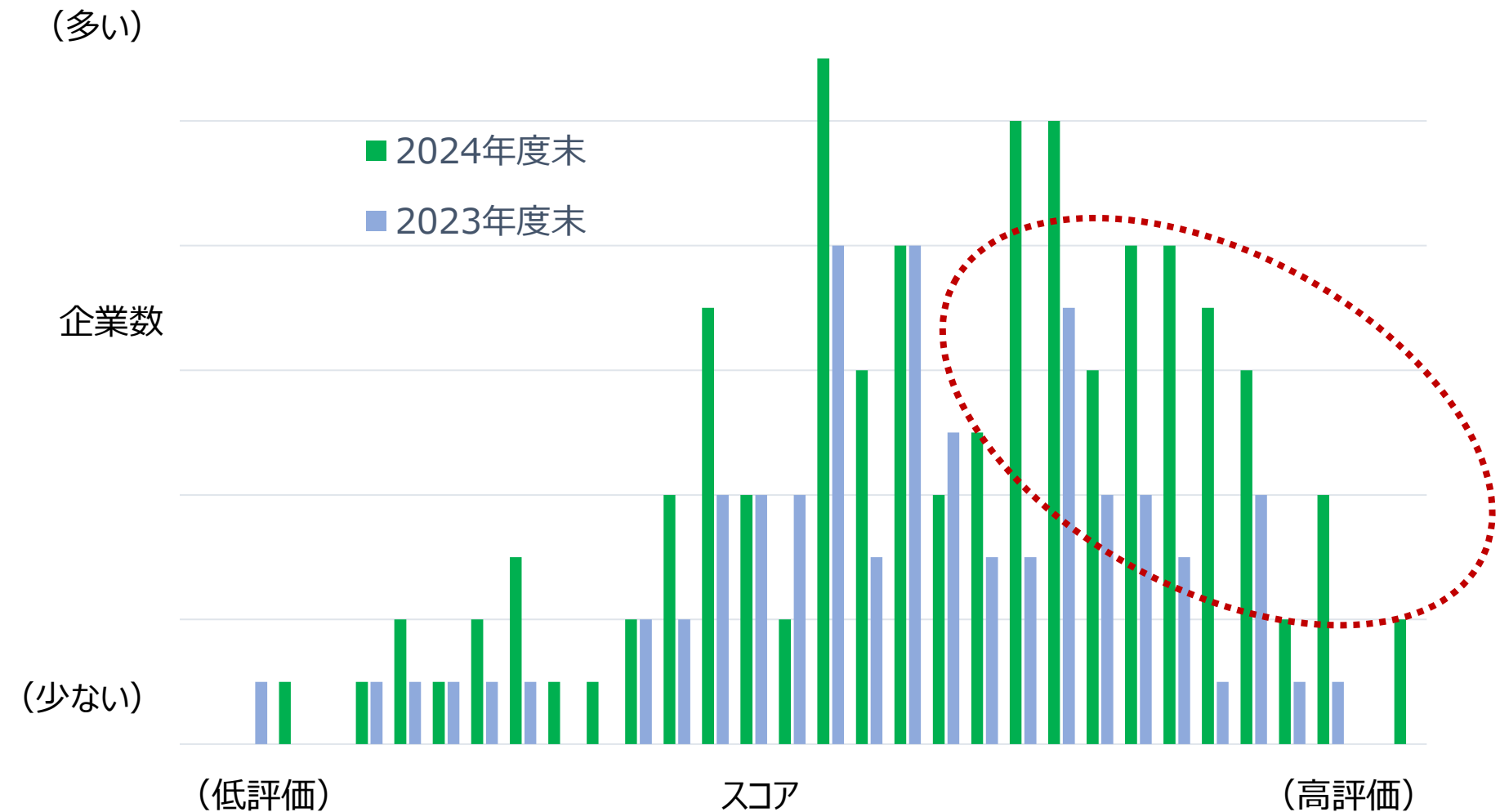
6. 4象限管理とESGスコア評価

- 当社ポートフォリオ保有企業に対して、重要取組テーマを反映した当社独自の「社内ESG格付」活用による「4象限管理」を通じて、対話ターゲットを明確にしたうえで、社会的インパクト創出に向けたエンゲージメントを強化しています。
- また、対話先のESG重要課題の取組状況に基づく定量評価を行ない、対話先との課題認識の共有や改善要望、提案に活用しています。当社ポートフォリオ保有企業の評価点数の分布は、2023年度末から2024年度末にかけて、高評価企業の占率が上昇しています。

<4象限管理による対話ターゲットの明確化>



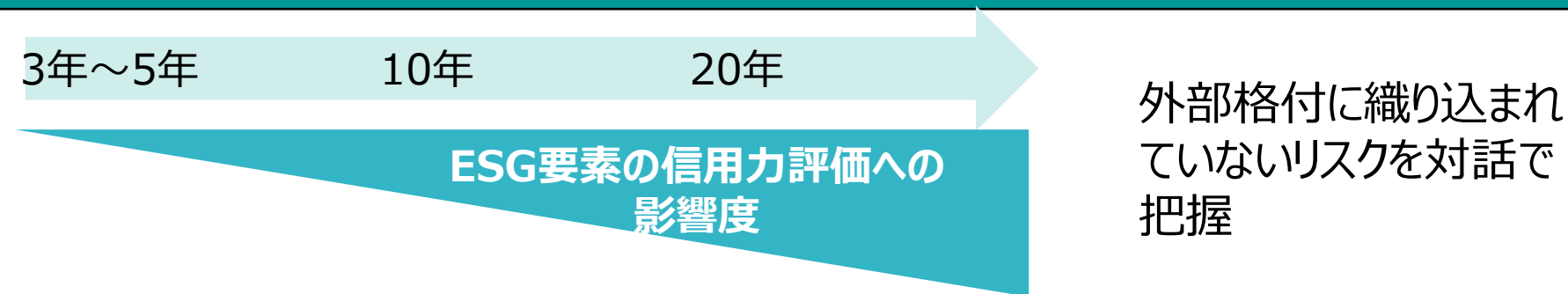
<当社ポートフォリオ保有企業のESGスコアの分布>



7. 国内社債の対話

- 当社は、2020年度のスチュワードシップ・コードの改訂に伴い、同コードの対象資産に国内社債を加え、以降、国内社債の対話に取り組んでいます。
- 国内社債の対話の意義は、①長期的なデフォルトリスク把握、②資金使途の適切性確認、③発行体企業のESG取組みの促進です。対話を通じて投資先の社会的価値向上への貢献をめざします。

意義①：長期的なデフォルトリスク把握



対話先

- 当社の社債保有残高が多い企業
- 当社のESGスコア評価が低い企業

意義②：資金使途の適切性確認



対話先

- 当社がESG債に投資する企業

意義③：発行体企業のESG取組みの促進



対話先

- CO2排出量上位企業
- 当社のESGスコア評価が低い企業
- 当社がESG債に投資する企業

8. 対話の実力を高めるための取組み

- 責任投資推進態勢を高度化するため、知識や経験のレベルに応じた責任投資の社内教育を展開しています。
- 全職員がスマートフォンアプリからアクセスできる企業内大学「MYユニバーシティ」において、資産運用領域として、責任投資の基礎的なトピックの講座を配信しているほか、業務上、責任投資と関連がある部署に対しては、責任投資推進担当部よりテーマ別講義を実施しています。
- また、2024年度よりESG領域の専門人財を育成する研修プログラムを開始しました。

「MYユニバーシティ」での講座展開

全職員がスマートフォンアプリで学べる企業内大学「MYユニバーシティ」の動画コンテンツとして、「責任投資の概要」や「脱炭素の動向」等の責任投資に関する講座を配信しています。



専門人財の育成

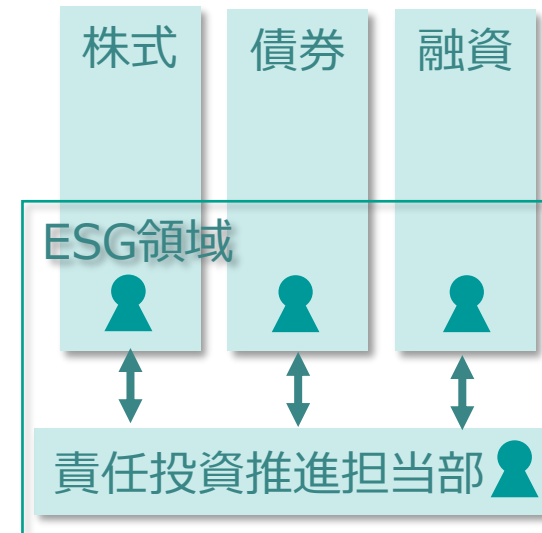
責任投資推進態勢の高度化に向け、2024年度よりESG領域の専門人財を育成する研修プログラムを開始しました。責任投資推進担当部主導の研修プログラムを通じて、ESG投融资や対話に関する専門性を高め、将来的にはESG領域の専門人財を各部署に配置する予定です。このほか、対話を担当する部署の新規配属者等向けに研修カリキュラムも実施しています。

<現状>



👤 = ESG領域の専門人財

<将来>



各フロントにESG領域の専門人財を配置

<求められるスキル例>



9. 対話件数

- 2024年7月～2025年6月の対話について、企業価値向上と最も関連する「課題の認識共有・当社からの改善要望」の対話は、207件（対前年比＋54件）となりました。その主要部分を占める「サステナビリティに重点をおいた対話」は、82件（＋24件）と継続的に増加しています。
- 「サステナビリティに重点をおいた対話」では、従前の「脱炭素」・「ソーシャル（人権等）」・「生物多様性」といったテーマに加え、社内ESG格付に基づく低格付企業への課題改善提案や「健康寿命の延伸」・「地方創生の推進」をテーマに据えたインパクト創出を企図したアウトカムへのKPI設定提案などへの取組みを強化しています。

主な目的	2021年7月 ～2022年6月	2022年7月 ～2023年6月	2023年7月 ～2024年6月	2024年7月 ～2025年6月	(前年比)
業況等の確認・その他	345件	403件	350件	419件	＋69件
議決権行使時における対話	195件	193件	183件	155件	▲28件
課題の認識共有・当社からの改善要望	142件	128件	153件	207件	＋54件
サステナビリティに重点をおいた対話	23件	44件	58件	82件	＋24件
計	682件	724件	686件	781件	＋95件

「課題の認識共有・当社からの改善要望」を目的とする対話のテーマ

- 低ROE・株価低迷
- 株主還元不十分
- 業績不振（赤字）
- 低PBR
- 不祥事
- サステナビリティなど

サステナビリティに重点をおいた対話

- 脱炭素
- 生物多様性
- ソーシャル（人権等）
- 健康寿命の延伸、地方創生の推進をテーマとしたインパクト創出を企図した対話

1. 適切な議決権行使のための取組み

- 当社はすべての議案を確認し、社内規程に則って適切に議決権行使を行ないました。なかでも、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案や株主利益を毀損する可能性があるかと判断された議案については、必要に応じ企業と対話し、問題の背景や今後の対応等を確認しながら最終的な賛否を判断しました。

適切な議決権行使のための取組み

当社の議決権行使が、投資先企業の課題改善を促し企業価値向上に繋がるよう、以下のような取組みを行ないました。

議決権行使方針の改正と 企業への周知活動

- 2025年4月、議決権行使の方針や判断基準について定めた「議決権行使への取組みについて」を改正
取締役選任議案の判断基準につき、以下を変更・追加（1年間の猶予期間を設け、2026年4月1日から本格適用）
 - 東証プライム上場企業において、女性取締役が不在の場合、原則として代表取締役の選任に反対を検討（新規）
 - 親会社等を有する東証プライム上場企業における独立社外取締役占率要件を1/3以上から過半数に引き上げ（抵触した場合、原則として代表取締役の選任に反対を検討）（変更）
 - 3期赤字・無配などの要精査企業における再任候補者の反対検討対象を在任期間6年以上から3年以上または5年以上に引き下げ（変更）
 - 独立社外取締役の独立性判断に株主要件（注1）を追加（注2）
 - （注1）過去5年以内に持株比率10%以上の株主における業務執行者でないこと
 - （注2）買収防衛策議案など取締役選任議案以外における役員の独立性判断時にも当該要件を追加
- 課題のある企業や判断基準への抵触が懸念される企業に対し、企業の課題に応じた対話を行ない、判断基準の説明や改善に向けた取組みを要望
- 改正した判断基準は、改正内容の周知や企業における改善を促すため、一定期間は段階的に適用

企業との対話をふまえた 議決権行使プロセス

- 議案の精査にあたっては、必要に応じヒアリング等を実施するとともに、日頃からの対話の内容も勘案したうえで、賛否を判断
- 「反対」、「棄権」など不賛同となる場合は、企業に対して判断根拠を明確に説明し、当社課題意識への理解や企業側の納得感の醸成に努め、改善への取組みを促進

2. 議決権行使結果（会社提案）

- 2024年7月～2025年6月に株主総会を開催した上場企業1,057社のうち、1件以上の会社提案に不賛同（反対・棄権）とした企業数は52企業、不賛同とした会社提案の議案数は86件（反対86件、棄権なし）となりました。なお、個別議案への議決権行使結果は、当社ホームページをご参照ください。https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/ir/responsible_investment/#voting-right

＜議決権行使対象企業における行使結果（単位：社、※1）＞

全て賛成		1件以上不賛同あり						合計		不賛同比率	
	前年同期差		前年同期差	反対	前年同期差	棄権	前年同期差		前年同期差		前年同期差
1,005	▲15	52	▲12	52	▲12	－	－	1,057	▲27	4.9%	▲1.0pt

＜行使結果（子議案ベース、単位：件、※2、3）＞

議案		賛成	前年同期差	不賛同	前年同期差	反対	前年同期差	棄権	前年同期差	合計	前年同期差	不賛同比率	前年同期差
会社機関に関する議案	取締役の選解任	9,041	+ 83	61	+ 15	61	+ 15	－	± 0	9,102	+ 98	0.7%	+ 0.2pt
	監査役の選解任	646	▲ 446	11	▲ 7	11	▲ 7	－	± 0	657	▲ 453	1.7%	+ 0.1pt
	会計監査人の選解任	21	+ 4	－	－	－	－	－	± 0	21	+ 4	0.0%	± 0.0pt
役員報酬に関する議案	役員報酬(※4)	415	+ 33	5	▲ 3	5	▲ 3	－	± 0	420	+ 30	1.2%	▲ 0.9pt
	退任役員の退職慰労金の支給	37	± 0	5	± 0	5	± 0	－	± 0	42	± 0	11.9%	± 0.0pt
資本政策に関する議案（定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	742	▲ 14	2	± 0	2	± 0	－	± 0	744	▲ 14	0.3%	+ 0.0pt
	組織再編関連(※5)	11	+ 1	－	－	－	－	－	± 0	11	+ 1	0.0%	± 0.0pt
	買収防衛策の導入・更新・廃止	22	+ 2	2	▲ 1	2	▲ 1	－	± 0	24	+ 1	8.3%	▲ 4.7pt
	その他資本政策に関する議案(※6)	20	+ 3	－	－	－	－	－	± 0	20	+ 3	0.0%	± 0.0pt
定款に関する議案		194	+ 9	－	－	－	－	－	± 0	194	+ 9	0.0%	± 0.0pt
その他の議案		0	▲ 2	－	－	－	－	－	± 0	0	▲ 2	0.0%	± 0.0pt
合 計		11,149	▲ 327	86	+ 4	86	+ 4	－	± 0	11,235	▲ 323	0.8%	+ 0.1pt

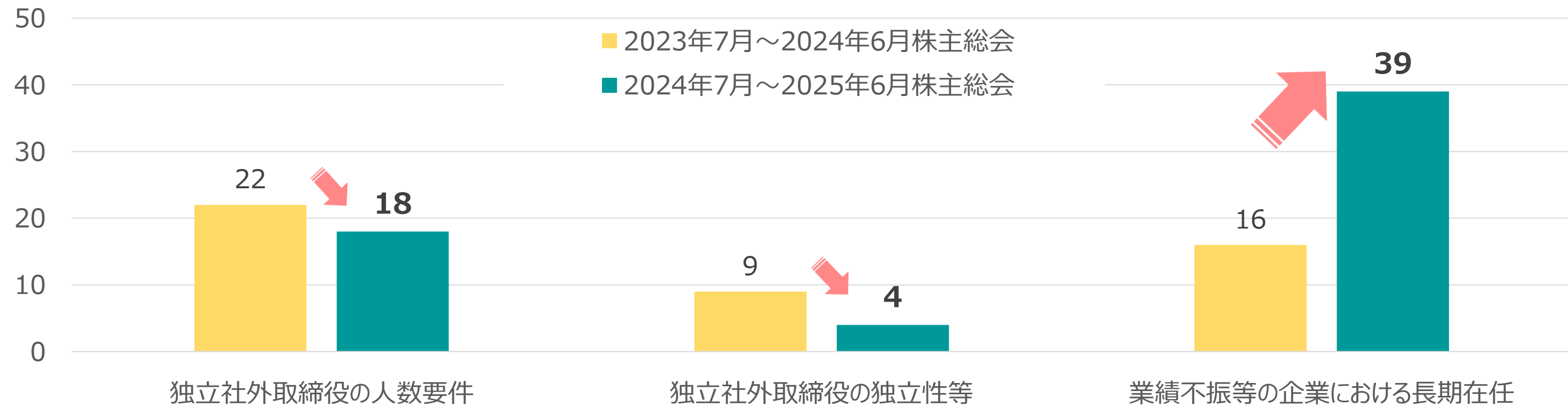
(※1) 一般勘定と特別勘定の両方で保有する銘柄は1企業として集計、(※2) 会社提案と株主提案が重複した議案については会社提案として集計
(※3) 取締役の選解任、監査役の選解任議案については、1候補者につき1議案として集計、(※4) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
(※5) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等、(※6) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 議決権行使結果（会社提案）

<不賛同議案数のポイント>

- 不賛同議案数が最も多かったのは「取締役の選解任議案」で、反対理由の内訳は、以下のグラフのとおりです。
- 当社では、課題があるとみられる投資先企業に対しては、対話を通じて当社の課題認識を伝えるとともに、繰り返し改善に向けた働きかけを実施しています。こうした取組みの成果の一つとして、独立社外取締役の人数要件や独立性に係る基準への抵触は減少しており、企業価値向上に向けたコーポレートガバナンスの強化が図られていることが確認できます。
- ただし、低ROE・株価低迷が長期継続するなど業績不振要因の反対件数は増加しており、継続的な対話により、改善を促していく必要があると認識しています。
- 以上の結果、不賛同議案数は前年同期より+4件（反対+4件、棄権なし）増加し、不賛同比率は同+0.1ポイント上昇しました。

<取締役の選解任議案における反対理由別件数>



2. 議決権行使結果（株主提案）

＜行使結果（子議案ベース、単位：件）＞

賛成	前年同期差	反対	前年同期差	棄権	前年同期差	合計	前年同期差	不賛同比率	前年同期差
－	±0	276	+6	－	±0	276	+6	100.0%	±0.0pt

- 株主提案議案については、66社において276議案が上程されました。株主の利益が損なわれないかという観点から慎重に検討した結果、すべての議案について反対しました。
- 当社で、個々の株主提案を確認し、中長期的な株主価値向上（経済的価値、社会的価値など）に有益であり、かつ、会社側での対応が不十分と考えられる場合は、対話等による意見交換をふまつつ株主提案への賛否を判断する方針としております。
- 近年注目を集める株主提案として、投資ファンド等による株主還元強化を求める剰余金処分議案がありますが、当社では、個別企業の株主還元実績や今後の方針および経営戦略・財務状況をふまえた株主提案内容の持続可能性等を勘案し、反対行使としています。
- 環境問題関連の株主提案については、その意図する内容に一部賛同できる部分はあるものの、当該株主提案を受けた個別企業における取組状況に大きな問題がないことを確認したうえで、個別具体的な業務執行に関する事項を定款にまで定めることは適切ではないと判断し、反対行使としています。ただし、当社も気候変動問題への取組みを重要課題と認識していることには変わりなく、企業との個別の対話において、温室効果ガスの削減推進、情報開示の充実等の働きかけを行なっています。

3. 対話をふまえた精査により賛成した事例

- 判断基準上、精査を要する議案について、対話により企業価値向上に向けた課題改善状況や個別要因などを確認した結果、会社提案に賛成とした事例は以下のとおりです。

A社（食料品）

議案	賛成事例
株主還元が不十分とみなされる企業の剰余金処分議案	- 当該企業の配当性向は、当社が求める最低基準を下回る水準が継続していたことから、株主還元を主なテーマとして対話を行ないました。 - 対話の中で、株主還元の考え方を確認するとともに、望ましい配当性向は30%以上であること、議決権行使上の最低基準は15%であることなどを説明し、意見交換を行ないました。 - 中期経営計画において配当性向15%および将来的な引上げを目指す方針を掲げており、今期は減益を見込むなか配当水準を維持し配当性向は15%を超える予想。株主還元姿勢に改善が見られることなどをふまえ、剰余金処分議案に賛成しました。

B社（電気機器）

議案	賛成事例
長期間にわたってROEが低位にあり、かつ株価が低迷している企業の取締役選任議案	- 当該企業は、長期にわたりROEが所定の水準を下回っており、かつ、株価が東証株価指数と東証業種別株価指数のいずれも大幅に下回っていたことから、ROEの改善を主なテーマとして対話を行ないました。 - 対話の中で、業績およびROEの改善に向けた具体的取組事項について、意見交換を行ないました。 - 直近期は不採算事業の減損損失や構造改革費用の計上により赤字となりましたが、今期は主力事業における構造改革効果を主因に黒字転換およびROE5%以上を計画するなど、中長期的な収益性およびROEの改善が見込まれることから、取締役選任議案に賛成しました。

3. 対話をふまえた精査により賛成した事例

C社（電気機器）

議案	賛成事例
長期間にわたり無配となっている企業における取締役選任議案	- 当該企業は、3期以上連続で無配が継続していたことから、業績改善および株主還元を主なテーマとして対話を行ないました。 - 対話の中で、業績改善に向けた取組事項や復配の見通しについて、意見交換を行ないました。 - 直近期は財務健全化や成長投資を優先し無配継続となったものの、今期は原材料コストや人件費の上昇等により減益を見込むなか、財務基盤の改善等を背景に復配の見通しであることから、取締役選任議案に賛成しました。

D社（化学）

議案	賛成事例
長期間にわたる業績不振企業の取締役選任議案	- 当該企業は、長期間にわたり業績不振が継続していたことから、業績改善を主なテーマとして対話を行ないました。 - 対話の中で、早期の赤字脱却を要望のうえ、業績改善に向けた具体的取組事項について意見交換を行ないました。 - 直近期は原材料価格上昇分の価格転嫁を進めたことにより収益性が改善し営業赤字幅は縮小。今期は他社から譲り受けた事業の拡大や設備統廃合による生産効率の改善等により黒字化を計画するなど、業績改善が見込まれることから、取締役選任議案に賛成しました。

E社（保険業）

議案	賛成事例
ESGの観点から態勢・機能に問題があると考えられる企業の取締役選任議案	- 当該企業は、子会社が金融庁から顧客情報漏洩問題関連で業務改善命令を受けたことから対話を行ないましたが、以下の事項が確認できたことから、取締役選任議案に賛成しました。 - 責任が重いと判断される人物が候補者にいないと判断できること - 再発防止策として、経営陣からの定期的なメッセージ発信や適正な営業管理態勢の確立、グループ監査委員会の設置、外部専門家によるモニタリングの実施など実効性のある施策が進展していることを確認できたこと

対話および議決権行使の今後の取組み

<対話>

- 当社は2021年7月、機関投資家として投融資ポートフォリオにおけるCO2排出量の削減目標を設定しました。「サステナビリティに重点をおいた対話」では、2020年度より実施している当社投融資ポートフォリオのCO2多排出企業との対話を継続することを通じ、企業の気候変動問題解決を後押しするとともに、2022年度からは生物多様性やソーシャル（人権等）、2023年度からは当社の「注力する優先課題」である「健康寿命の延伸」と「地方創生の推進」をテーマに加え、これらのテーマに親和性のある企業に対して、社会的インパクトの創出をめざした対話を行なっています。
- 中期経営計画（2024～2026年度）では、「量」の拡大と「質」の向上を伴う対話の高度化を目標に掲げ、「サステナビリティに重点をおいた対話」において、サステナビリティ全般の取組水準が相対的に低位と考えられる企業（外部評価等を参照）との対話を開始するとともに、生物多様性をテーマに「自然関連への依存度や影響度」の分析をふまえた対話を行なっています。議決権行使基準上の課題がある企業など、サステナビリティ以外のテーマについても、スチュワードシップ・コードが求める投資先企業の企業価値向上に取り組みます。2023年度からは注目度が高まっているPBRをテーマに株主価値向上に資する提案型対話に取り組んでおり、2025年度は投資先企業のガバナンス向上の観点から親会社を有する企業における取締役会の独立性強化等をテーマにした対話を実施してまいります。
- また、当社単独の活動に加え、生命保険協会や提携先であるSDGインパクトジャパンとの協働エンゲージメント等の活動にも引き続き積極的に取り組むとともに、運用委託先にもエンゲージメント活動を要請していきます。

<議決権行使>

- 投資先企業の企業価値向上やコーポレートガバナンス態勢のいっそうの強化に向けて、必要に応じて議決権行使に関する判断基準などの見直しを検討します。
- 判断基準を見直す場合は、投資先企業にご理解いただくために、適用前に判断基準の説明を行なうとともに、判断基準への抵触が懸念される企業には、改善に向けた取組みを要望します。

(ご参考) イニシアティブへの参画

- 当社は、責任ある機関投資家として、PRI(責任投資原則)をはじめとして、さまざまなイニシアティブに参画しています。

 Signatory of: (2019年1月署名)	持続可能な社会を実現させるため、機関投資家に対しESGを巡る課題を投資の意思決定プロセスに組み込むことを提唱する取組み	 (2019年1月賛同)	気候関連のリスクと機会について、情報開示を行なう企業の支援、脱炭素社会へのスムーズな移行によって金融市場の安定化をめざす取組み	 (2020年4月署名)	スチュワードシップ活動の実務課題に関する対応策の検討やベストプラクティス共有を通じた、スチュワードシップ活動の深化・高度化実現を目的に設立されたイニシアティブ
 (2021年8月署名)	温室効果ガス排出量の多い世界の上場企業に対し、排出量削減に向けた取組みやその情報開示などについて建設的対話を行うことを目的に設立された機関投資家のイニシアティブ	 (2021年8月署名)	企業や投資家に対し、環境に関する重要な情報を管理するグローバルな情報開示システムを提供している国際的なNGO	Net-Zero Asset Owner Alliance (2021年10月加盟)	2019年9月、国連環境計画・金融イニシアティブとPRI主導により設立された、2050年までに投融资ポートフォリオの温室効果ガス排出量をネットゼロにすることをめざすイニシアティブ
 (2022年10月加盟)	金融機関の投融资ポートフォリオを通じたCO2排出量の計測・開示基準を標準化する目的で、2015年に欧州の金融機関を中心に金融業界主導で設立されたイニシアティブ	インパクト志向金融宣言 (2022年11月署名)	環境・社会課題を解決する考え方(インパクト志向)を共有する複数の金融機関が協同し、「インパクト投融资」の量的拡大と「インパクトの測定・マネジメント」の質の向上等をめざすイニシアティブ	 (2022年12月署名)	PRIが設立した、機関投資家が一体となって人権・社会課題解決に取り組むイニシアティブ
 (2023年6月参画)	TNFD(自然資本および生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築するために設立されたイニシアティブ)の活動を支援する組織である「TNFDフォーラム」に参画	 (2024年2月署名)	PRIが設立した、生物多様性に関する課題をテーマとした協働エンゲージメント・イニシアティブ	 (2024年3月参画)	金融庁が設立した、環境・社会課題の解決を持続的な成長に結びつける好循環の実現を目指すイニシアティブ

(ご参考) 機関投資家としての責任投資の推進

<社外評価>

- 「PRI年次評価」は、PRI事務局が、各署名機関の責任投資の実施状況进行评估するもので、2024年11月にPRIから、2023年度の活動報告(対象期間2023年1月～12月)の評価を受領しました。当社は、評価対象2分野について昨年に引き続き2年連続で最高評価の5つ星を獲得しました。
- 環境省主催の「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」投資家部門(アセットオーナー部門)において、当社は2023年特別賞・2024年銅賞と2年連続受賞しました。この賞は、環境・社会・経済に対してインパクトを与える取組みやサステナブルファイナンスの拡大を促進する投資家を表彰するものです。
- 国際的な非営利団体CDPによる気候変動調査において、当社の気候変動分野における取組みと情報開示が評価され、2024年調査において最高評価にあたる「Aリスト」企業に2年連続で選定されました

PRI (国連責任投資原則)
年次評価
2年連続最高評価獲得

ポリシー・ガバナンス・戦略
★★★★★ (最高評価の5つ星)
報告書の信頼醸成措置
★★★★★ (最高評価の5つ星)



環境省主催
「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」
2年連続受賞
(2023年、2024年)



CDP気候変動調査
2年連続最高評価
「Aリスト」選定



（ご参考）スチュワードシップ責任を果たすための方針

1. 目的

本方針は、「責任ある機関投資家」の諸原則の趣旨をふまえて、当社がスチュワードシップ責任を果たすための基本的な事項を定め、責任ある機関投資家として適切に行動する姿勢を明確にすることを目的としています。

2. 基本的な考え方

生命保険会社は、「資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）」であるとともに、団体年金ビジネスなどにおいては「資産運用者としての機関投資家（運用機関）」としての側面もあわせ持っており、お客さまから投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）のなかで重要な役割を担っていると認識しています。

当社では、長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識しています。それとともに、資産運用業務を通じて、企業価値の向上やサステナビリティ（E S G要素を含む中長期的な持続可能性）に貢献していくことは、地域社会との絆を大切にする当社の企業ビジョンとも軌を一にすると考えています。当社は、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて、インベストメント・チェーンの一員として積極的に役割を発揮することにより、機関投資家としての責任を果たします。

なお、サステナビリティの考慮に関する当社の方針については、「E S G 投資融資方針」として別に定めます。

3. 具体的取組み

（1）投資先企業の状況の把握

当社は、国内上場株式への投資においては、対話および議決権行使を適切に行なうため、国内社債への投資においては、元利償還の確実性を高めるため、サステナビリティを含めた投資先企業の状況について、定量面および定性面からの確かつ継続的に把握します。

とくに、法令違反や反社会的行為、重大な人権問題・環境問題の発生などE S Gの観点から態勢・機能に問題があり、投資先企業の企業価値を毀損するおそれがあると考えられる事項については、早期の把握に努めます。

（2）対話

当社は、国内上場株式への投資においては、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方としています。その中で投資先企業との対話を通じて、投資先企業の企業価値ならびに当社の株主利益を最大化することに努めることが重要と認識しています。

国内社債への投資においては、長期かつ安定的な運用収益の確保を基本的な考え方としています。その中で、投資先企業との対話を通じて、将来的に投資先の信用に影響を与える可能性がある課題を把握することも重要と認識しています。

(ご参考) スチュワードシップ責任を果たすための方針

従って、当社は、長期的な視点から、投資先企業とESGやサステナビリティの観点から対話を行ない、投資先企業との認識の共有に努めます。この過程で、課題のある企業には改善を求めます。

対話については単独で行なうことを基本としますが、他の機関投資家と協働して対話を行なうこと（協働エンゲージメント）が有益または効果が十分に期待できる場合には、必要に応じて柔軟に対応します。

また、当社は、投資先企業との対話の内容を記録・管理し、これをふまえた継続的かつ建設的な対話を行ないます。

なお、当社は、投資先企業との対話において、未公表の重要事実を受領することは企図していません。万一、受領した場合は、法令および社内規程に基づき、速やかに売買中止措置等の必要な措置を講じます。

（３）議決権行使

国内上場株式における議決権行使については、当社ルールに則り、適切に対応します。なお、議決権行使の判断基準を改正する場合は、監査委員会において、その適切性について検証します。

- 経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益の向上への取り組みやESGの観点から態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な対話および株主議決権の適切な行使を通じて、長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。

- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、E S Gの観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があるかと判断される議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
- 議決権行使の判断基準については「議決権行使への取組みについて」において開示します。また、議決権の行使結果については、議案の主な種類ごとの集計開示および投資先企業の各議案に投じた賛否の個別開示を当社ホームページにおいて定期的の開示するとともに、会社提案議案に反対した場合はその理由、当社の重要な取引先の議案において議決権行使の判断基準に照らして説明を要する判断を行なった場合は、その理由についても開示します。

（４）定期的な報告等

本方針の実施状況については、当社ホームページ「スチュワードシップ活動の状況について」において定期的の開示します。

(ご参考) スチュワードシップ責任を果たすための方針

(5) スチュワードシップ活動の充実に向けた取組み

社内に設置する委員会において、対話や議決権行使の状況をモニタリングし、適切性について定期的に検証しています。この結果をふまえ、本方針や「議決権行使への取組みについて」についても適宜見直します。

こうした取組みに加え、投資先企業との対話の実効性向上など、スチュワードシップ活動全般に関するコンサルティングを社外の専門家・有識者から受けること等により、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう、態勢の整備・高度化に努めます。

(6) 利益相反管理

スチュワードシップ活動において利益相反が生じる場合には、お客さまの利益を第一として行動します。お客さまの利益が不当に害されることを未然に防止するため、別に定める「グループ利益相反管理基本方針」に則り、適切に管理します。

スチュワードシップ活動において利益相反が生じる局面としては、「議決権行使内容の決定を条件に保険商品の購入等をさせる場合、または、保険商品の購入等を条件に議決権行使内容を決定する場合」を想定していますが、議決権行使の賛否判断のプロセスは資産運用分野の関連各部署で完結しています。

また、監査委員会において、利益相反管理の視点から、議決権行使結果の検証を行なうことで、利益相反の防止に努めます。

なお、当社は「機関投資家から業務の委託等を受け、機関投資家が実

効的なスチュワードシップ活動を行なうことに資するサービス」の提供は行なっておりません。

（ご参考）ESG投融資方針

1. 目的

本方針は、当社が生命保険会社としての社会的責任と公共的使命を果たすという観点から、資産運用業務により、環境、社会、ガバナンスをはじめとする社会課題の解決、そして、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて貢献していくための方針を明確にすることを目的としています。

2. 基本的な考え方

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献の観点をふまえ、ご契約者への還元を最大化するため資産運用による収益性を確保しつつ、ESG投融資を通じてグローバルな環境・社会課題の解決と国内地域経済活性化等の地域貢献に注力します。

責任ある機関投資家として、ステークホルダーへの社会的責任や公共的使命を果たしていくため、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて資産運用を行ないます。

3. 具体的取組み

（1）投融資プロセスへのESG課題の組み込み

すべての運用資産の投融資プロセスにおいて、資産特性に応じて、ESGの観点を投融資の意思決定に組み込みます。

（2）重要な社会課題の解決に向けたESG投融資の推進

重要な社会課題の解決に向けて、ポジティブな社会的インパクトを創出するインパクト・ファイナンスおよび脱炭素社会への着実な移行に資するトランジション・ファイナンス等のESG投融資に積極的に取り組みます。

（3）ESG課題の投融資先企業との対話および情報開示促進

投融資先企業におけるESGはじめてとする社会課題について、企業との建設的な対話活動を通じて確認し、必要に応じて適切な情報開示を求めるとともに、解決に向けた対応を働きかけることで、投融資先企業の価値向上への貢献をめざします。

（4）ESG投融資の協働と高度化

グループ会社とESG投融資について協働で取り組むとともに、国内外のイニシアティブへの参画や業界団体等との情報交換を通じた外部知見の活用、ESG投融資の好事例の研究等を通じ、ESG投融資における運用およびモニタリング態勢の高度化に努めます。

（5）ESG活動報告の充実

ESG投融資に関する活動状況や進捗状況に関してディスクロージャーの充実・高度化に努めていきます。